

アフリカ地域

安全の基礎

防犯の手引き

平成7年5月

JICA LIBRARY



J 1132207 (0)

国際協力事業団

(本資料は各在外公館が日本国民一般向けに作成している「安全の基礎・防犯の手引き」等の情報を、事業団にて関係者の安全対策の参考資料としてまとめたものです)

JR

目次

アフリカ地域

・アルジェリア	安全の基礎……………1
	防犯の手引き……………5
・アンゴラ	安全の基礎……………12
・ウガンダ	安全の基礎……………14
・エジプト	安全の基礎……………16
	防犯の手引き……………19
・エチオピア	安全の基礎……………24
	防犯の手引き……………28
・ガーナ	安全の基礎……………33
	防犯の手引き……………37
・ガボン	安全の基礎……………43
	防犯の手引き……………47
・カメルーン	安全の基礎……………50
	防犯の手引き……………52
・ギニア	安全の基礎……………55
	防犯の手引き……………57
・ケニア	安全の基礎……………60
	防犯の手引き……………62
	緊急事態対策……………64
・ザイール	安全の基礎……………66
・ザンビア	安全の基礎……………69
	防犯の手引き……………72
・シエラ・レオネ	安全の基礎……………76
・ジンバブエ	安全の基礎……………78
	防犯の手引き……………80
・スーダン	安全の基礎……………83
	防犯の手引き……………86
・セイシエル	安全の基礎……………90
・セネガル	安全の基礎……………92
	防犯の手引き……………95
・コートジボアール	安全の基礎……………101
	防犯の手引き……………104



1132207 [0]

	緊急事態対策	112
・ソマリア	安全の基礎	116
・タンザニア	安全の基礎	118
	防犯の手引き	121
・中央アフリカ	安全の基礎	127
	防犯の手引き	130
	安全対策	133
・チュニジア	安全の基礎	136
	防犯の手引き	139
・トーゴ	安全の基礎	143
・ナイジェリア	安全の基礎	145
	防犯の手引き	148
・ニジェール	安全の基礎	153
・マダガスカル	安全の基礎	155
	防犯の手引き	157
・マラウイ	安全の基礎	160
・マリ	安全の基礎	162
・南アフリカ	安全の基礎	165
	防犯の手引き1	168
	防犯の手引き2	173
・モザンビーク	安全の基礎	179
・モロッコ	安全の基礎	181
	防犯の手引き	184
・リビア	安全の基礎	187
	防犯の手引き	190
・リベリア	安全の基礎	193

KAN00010 アルジェリア【安全の基礎】

アルジェリア民主人民共和国

(注) 1994年1月15日現在、アルジェリアには渡航自粛勧告が発出されている。

出入国時の留意事項

●査証

入国に際しては、査証の取得が義務づけられている。在日アルジェリア大使館で、観光、短期商用、長期滞在（業務目的）査証を取得する場合、必要書類提出後通常2～3日が必要。査証申請時、所持旅券にイスラエルの査証（または入出国スタンプ）がある場合には、査証発給を拒否される（南アフリカ、台湾については同様の規制が解除された）。

なお、業務目的で長期滞在を予定する場合は、“PROFESSIONNEL”目的の査証を取得し、アルジェリア入国後、滞在許可証を取得するよう義務づけられている。

●出入国審査

旅券、査証、出入国カード（入国は白、出国は緑）によって行われる。所持旅券にイスラエルの査証（または入出国スタンプ）がある場合は、例外なく入国を拒否される。このほか麻薬、ポルノ雑誌所持等、各種取り締まり法に違反した場合には、入国を拒否される可能性がある。

●外貨申告

外貨管理は非常に厳格なため、申告は厳密に行う必要がある。注意すべき点として、2000ないし3000ディナール相当の外貨の強制両替制度がある。出国の際、その金額以上の両替をしたことを申告書で証明する必要があり、一方でディナールを使い残しても国外に持ち出すことは禁じられている。出入国の際、申告額と実際の所持額が異なる場合は厳しく取り調べを受け、場合によっては身柄を拘束されるとともに、申告額と所持金額の差額の3倍の罰金を科せられることもある。したがって、空港、銀行、ホテル等で両替を行った場合は必ず申告書に換金証明をしてもらい、出入国の際の申告額と両替額に矛盾の生じないことを証明しなければならない。

また、アルジェリア国内での航空券の購入、ホテルの支払い、国際電話の使用料金等につき、換金の領収書を併せて提出しないと、受け取りを拒否されることがある（航空券は、例外なく銀行等の発行する領収書なくしては購入できない）。

出国時、外貨・両替申告書と所持ディナールに矛盾があると、外貨への両替を拒否されることがあり、申告書がない場合、外貨への両替は例外なく拒否されることに注意する必要がある。

●通関

税関検査は厳しく、酒類、カメラ、ラジオ、貴金属等細かく申告を行う必要がある。持ち込み・持ち出し禁止物件には、常識的なもののほかにポルノ雑誌、あるいはそれと間違えられそうな書籍、さらには宗教的な理由により禁止されているものがある。また、政策的配慮から書籍等を没収される場合もある。

入国審査後、税関の検査を受けるようになるが、ほとんどの場合スーツケースを開けて内容物を示すことを求められる。

滞在時の留意事項

●滞在届

短期旅行者は、当局へ滞在届を提出する義務はない。長期滞在者は、“CARTE D E RESIDENCE”を当局に申請しなければならない。

●旅行制限

一般旅券・公用旅券所持者については、軍事関係施設付近等を除いて特に制限はない。

長期滞在者については、原則として出国する場合に出国査証（戻る場合には再入国査証）申請が必要である。

●写真撮影の制限

軍事施設（重要産業地区を含む）等での撮影は禁止されているほか、航空写真撮影や映像取材にあたっては、あらかじめ当局の許可を取得しておく必要がある。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

アルジェリアでの麻薬取り締まりはかなり厳しく、摘発された場合、禁固等の重刑が科せられる。

●不法就労

労働許可証を得ずして就労する外国人に対しては、厳しく取り締まりが行われ、発覚すれば最も軽くて国外退去処分になる。

●治安維持

1993年12月現在、首都アルジェを中心とした10県で、夜間外出禁止令が施行されている。現在のところ午後11時30分から午前4時までの間であるが、実施時間の変更があるので確認が必要である。

●その他特殊取締

飲酒運転は取り締まり対象である。通常、日本のような飲酒取り締まりはないが、軽い物損事故であっても、ひとたびその当事者となった場合（事故そのものの過失の割合に関係なく）、飲酒している事実をもって逮捕された場合がある（飲酒検知はない）。

また、不正両替は厳しく取り締まりを受ける。街角でヤミ両替の申し出を受けた場合、おとり捜査の場合があるので応じないこと。さらに、両替証明および両替所の発行する領収書付きの現金しか受け付けないところ（ホテル、航空会社等）があるので注意を要する。

クレジット・カードはあまり通用しない。

不慮の事故に対処するためには、現金（外貨）を所持している必要がある。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

アルジェリアの社会は、地中海文明がアラブ文化と交わり、これにフランス文化（特に隅々までフランス語が普及している）の影響が加わったうえ、社会主義体制の社会を経た独特なものとなっている。1989年の憲法改正により民主化を目指して複数政党制を実現し、市場経済へ移行を志向しているが、社会面では大きな変化は見られない。

イスラムの慣習上から日本人にとってはなじみにくいところもあるが、その反面、欧米諸国人とは違った面で親近感をもて、義理堅いところがある。また、日本（人）に対しては経済的成功、先進技術などで好印象をもっている。

レストラン等での飲酒は認められており、服装も女性の場合は極端に露出度の高いもの以外は問題はない。

治安情勢に関する留意事項

（テロ関係）

アルジェリアは、1991年12月に実施された総選挙（イスラム原理主義政党F I Sの勝利）の効力が停止されたことから、国内治安情勢が悪化したため戒厳令が敷かれ、引き続き1992年2月からは国家非常事態宣言が発出され、国家最高委員会（HCE）を中心とした暫定政権となっている。

（主として、反政府武装集団と治安関係機関との間の銃撃戦が全国各地で散発的に発生し

ているなか、6月には国家最高委員会議長ブディアフが暗殺され、治安情勢のさらなる悪化をもたらし、8月にはアルジェ国際空港国際線ロビーで、死者9名、負傷者100名を出す爆弾テロ事件が発生した。

その後もイスラム原理主義者による政府関係者等を狙ったテロ事件が頻発し、最近（1993年9月以降）では外国人を標的としたテロ事件が多発しており、随所に設けられた検問所では、自動小銃を抱えた警官（一部では、国軍が担当）が警戒にあたっている。

こうしたことからわが国は1993年10月29日、アルジェリアに関する渡航自粛勧告を発出し、日本人の同国への渡航を差し控えるようアドバイスする一方、現地在留日本人に対する外出自粛、不要不急の滞在者は一時国外退避を勧奨するなど、安全対策の一層の強化等と呼びかけている状況（1993年12月現在）。

なお、現在、首都アルジェを中心とした10県（アルジェ、ブリダ、ブーメルデス、ティバザ、ブイラ、メディア、アイン・デフラ、シュレフ、ムスイラ、ジェルファ）に夜間外出禁止令が適用されており、午後11時30分から午前4時までの間、外出および移動が禁止されているので注意を要する。緊急の場合、居住地を管轄する警察の分署に、身分証明書、運転免許証を持参して出頭して、特別通行許可証を（日時、経路記載）の発行を受けることができる。同令の施行地域、時間帯は情勢によって変更があるので、確認する必要がある。

（南部国境付近関係）

アルジェリア南部国境（ニジュール、マリ）付近は、現在きわめて治安情勢が悪化しており、国境の封鎖されているところも多く、アルジェリアからの出国がきわめて困難な状態となっている。

マリ、ニジュールにおけるトアレグ族の組織的な反乱事案は収束に向かいつつあるも、いまだ一部の小組織による事件の発生も伝えられている。アルジェリア南部には、これらの国からの難民流入も多くなっており、こうした情勢を反映して、旅行者等に対する強盗、襲撃事件の発生が伝えられており、危険度のきわめて高い地域となっている。

なおかつ、こうした情報を知らないため、サハラ観光のパンフレットのみを頼りに当該地域に入域する日本人も後を絶たず、交通事故、国内法違反等で保護が必要となる事態がたびたび発生している。しかし、南部地域は通信事情がきわめて悪く、まず電話による連絡は望めず、当国外務省経由で大使館がこの種の情報を入手するまでには、相当の日時が必要となる国内事情から、真に保護が必要となるときには間に合わないという結果となるのが実状。

入国者（特に個人ペースで来訪する観光客）によっては、情報の事前入手努力が欠けるきらいがあり（事前に在アルジェリア日本国大使館への情報問い合わせのあったものについては、現在のところ、渡航そのものを自粛するよう勧めている）、アルジェリアでさまざまなトラブルに遭遇し、出国までに3カ月もの長期間足止めされた例もある。

安全のためのひとくちアドバイス

従来、比較的少なかった殺人、強盗等の凶悪事件が多発している。路上での単純な強盗事件から、銃器を使用した自動車強盗事件の発生が多く、強い警戒が必要となっている。列車やバスの中での置き引き、ひったくり等の窃盗事件は日常茶飯事で、最近、長距離バスの発着所における、乗降の混雑を利用した集団窃盗事件が発生している。

自家用車の中に物を置いて駐車した場合には、たとえその物が外国人にとって価値の少ない物であっても、物資が必ずしも豊かでない当地では、窓ガラスを割られる車上狙いの被害を誘発する。また、駐車中、あるいは信号待ち、さらには交通渋滞中で超低速運転中にタイヤを切り裂かれることがある。これはパンク修理の合間を狙った窃盗犯人の手口の場合が多く、警戒を要する。なお、この場合犯人は必ず複数であることから、周囲全体の警戒が必要で、場所によってはタイヤ1本をダメにしても、現場を離脱することによって二次被害を防止しなければならない。

夜間の外出（外出禁止時間帯以外）は、極力控える必要があり、もちろん夜間女性が一

人歩きする習慣はなく、昼間でも女性の外出には注意が必要。

健康上の留意事項

マラリアの心配はまずない。下痢症もアジア地域のように多くはない。しかし肝炎（秋～冬）、夏期のコレラや、寄生虫による病気、飲食物による病気、破傷風等に注意が必要。夏の一時期の酷暑を除けば、地中海性気候で比較的しのぎやすく、身体的（生理的）ストレスは比較的少ない。ただし、環境・生活習慣の違い、娯楽がほとんどないこと等により、心理的ストレスが加わるのが普通。

長期滞在者の場合、健康に必要な栄養を過不足なく摂取し、酒・煙草の飲み過ぎ、さらに仕事による多忙が継続しないよう注意する必要がある。なお、ヨーロッパ諸国に近いので、時には休暇でヨーロッパに出て気分転換を図ることも、健康保持（特に心身の健康）に必要と思われる。

緊急時の連絡先

（警察（救急車）） Tel.17
（火災） Tel.14

緊急時の言葉

（フランス語、アラビア語。英語はほとんど通じない）

「泥棒」＝ヴォール（フランス語）、セラーク（アラビア語）

「助けて」＝オースクール（フランス語）、レーツ（アラビア語）

「警察」＝ポリース（フランス語）、ポリス（アラビア語）

「救急車」＝アンビュランス（フランス語、アラビア語）

「水」＝ドゥ・ロー（フランス語）、マ（アラビア語）

「パトカー」＝ボワチュール・ド・ポリス（フランス語）、
オトモビル・ポリス（アラビア語）

「警察を呼んでくれ」＝アプレ・ラ・ポリス（フランス語）、
アイエツ・ラ・ポリス（アラビア語）

在外公館アドレス

●大使館

在アルジェリア大使館

Ambassade du Japon, 1, Chemin Al-Bakri, Ben-Aknoun, Alger Algerie
(B.P.80, El-Biar)

Tel.79-11-65,79-12-55,79-13-33

アルジェリア「防犯の手引き」

安全な生活のために

—アルジェリア在住のための安全対策マニュアル—

平成5年2月

在アルジェリア日本国大使館

はじめに

当アルジェリアは、社会、経済の民主化、自由化への転換期にあり、一昨年暮れの国政選挙の進行の一時停止以来、昨年は、国家非常事態宣言（2月）、プーディアフ議長暗殺（6月）、アルジェ国際空港爆破事件（8月）、反テロ法の施行（10月）、夜間外出禁止措置（12月）とめまぐるしい状況を経てきました。

この間、当館とアルジェ日本人会では、安全対策協議会の設置、緊急事態マニュアルの策定、誘拐事件対応マニュアルの策定をはじめ、随時安全情報を交換しながら対処してきたわけです。

本文書は、昨年来の各種安全対策マニュアルにつき、改めて確認し、更に不足を補って平穏で安全な生活を守る目的でまとめてみました。

テロ事件の発生、一般犯罪の増加等、私たち邦人が強い警戒をしなければならないものは数々ありますが、本安全マニュアルを活用していただき、お互いの安全を守りたいと思います。

1 治安情勢

1992年2月に発出された国家非常事態宣言により、国家最高委員会（H. C. E.）による暫定政権下の状態は引き続き継続しています。更に、同年9月、特別裁判所によるテロ行為への広範な関与の重罰化等を内容とする反テロ法（略称）が施行されており、同年12月5日、右特別法の自主による新法適用除外の時限規定の終了とともに、午後10時30分から午前5時までの間、首都アルジェを中心とした100km圏内の7県（アルジェ県、ティバザ県、ブリダ県、ピラ県、プーメルデ県、アイン・デフラ県・メディア県）で夜間外出禁止措置が施行されています。

軍、警察はもとより、政府も治安の安定化が最重要課題として重視していますが、イスラム原理主義の浸透ぶり（一般労働者はもとより教育関係者、公務員等社会の広範な部分に深く浸透していると思われます）と社会、経済的改革の停滞による民心の不満感が依然として続いているところから、短期間におけるテロの撲滅は極めて厳しい状況にあります。この結果、依然として散発的なテロ事件（主として治安機関に対する攻撃）、爆発物事件が後を絶たない状況です。

一般犯罪については、そもそも強盗、侵入盗、性的犯罪をはじめ各種犯罪ともかなり高い水準で発生していることに加え、近事、官憲がテロ対策に忙殺されていることから、更に高水準で発生しており、また、在留邦人の被害の発生もあり高度の警戒が必要とされています。

2 緊急事態の対処

（1）当国の特質から、現在のところ発生可能な緊急事態として

- 爆弾テロ、無差別テロが頻発して危険な状態
- 全国的、局地的（特に首都圏における）な武力衝突の展開
- 暴動の発生

を予測していますが、現下の状況ではそのような事態に至っておらず、また、近い将来それが発生する可能性は低いものと考えられます。

(2) 緊急事態発生時の対応要領

可能性が低いといっても、平素から緊急事態という最悪の状態を念頭に準備することは在外生活の基本です。平素準備しておかなければならない事項、そして、いざというときの対応要領は、平成4年10月7日に日本大使館及び日本人会が制定した「緊急事態対策マニュアル」のとおりです。

同マニュアルは、内容につき機微な部分がありますので、別冊としておきます。部外秘資料として、鍵のかかる場所に確実に保管して下さい。

3 テロ事件に巻き込まれないための注意事項

(平成4年9月、安全対策協議会資料より引用)

アルジェを中心とした首都圏をはじめ、地方都市でも散発的なテロ事件が発生しております。現在のところ、テロは対官憲テロが主であり、これに加えて、資金源犯罪、自動車強奪などがあり、これらは一般人も標的となる可能性があります。以下のような注意が必要です。

○アルジェ市内では、カスバ、バプエルウエッド、クーバ、ハッサンデイ等でテロ事件が多く発生しています。軍施設、警察施設、検問箇所等治安官憲の駐留場所などは銃撃の場所となる可能性が高いことから、近寄る場合に注意が必要です。

○絶対安全と言える場所はなく、不必要な外出は危険です。特に、夜間の外出は危険度が高いので控えることが大切です。

○検問箇所は徐行して進行すること。

特に夜間、前照灯をつけたまま進行する場合、官憲はこちらの様子が分からずテロリストと間違われる危険性もありますので、高度の注意が必要です。

○治安官憲は、銃撃に対して神経を張りつめています。自動小銃がすぐ発射できる体制であることを認識する必要があります。

○武装集団による強盗事件が発生しています。今のところ、アルジェ近郊では航空会社、郵便局等の物的対象が狙われています。金満日本、日本人の印象が標的となる恐れがあります。大金を持ち歩く、人前で財布の中身を見せる等の行動は危険を呼び込みます。日頃から慎重な行動が必要です。

○テロリストが自動車を狙った事件が発生しています。ヒッチハイクなどの人を同乗させるなど危険を呼び込むことは絶対にしないよう注意が必要です。

○車両の運転は、待ち伏せ、攻撃等の危険な環境にあることを認識して、辺りの状況に応じた運転、必要ならば逃走のための縁石乗り上げ、急転回等も有り得ることを予測しなければなりません。

○独立記念塔ショッピングセンターは3回、スイス航空は2回、エールフランスは1回と爆発物が設置されています。危険度の高い場所は避けることが賢明です。

○自動車爆弾があります。不審な車両の駐車を発見した場合、必ず所有者を確認し、疑わしい場合には警察に通報しましょう。

4 爆発物対策 (平成4年9月、安全対策協議会資料より引用)

(1) 対策の基本

○設置されない環境作りが基本。整理、整頓がポイント

○点検者を決め、毎日欠かさず点検するなど、日常業務の中で不審物件を発見できる体制作りが有効。

○出入り規制の徹底

爆弾テロがある限り、施設出入口での荷物検査等の規制は防護の基本。不審な物件を持ち込ませないことが基本。

(2) 不審物件発見時の措置

○「寄るな、触るな、蹴飛ばすな」の徹底

○不審な郵便物(差出人不明、手触りが変、妙に油っこい感触、リード線のような物があ

る)についてむやみに開封しない。

○常に、すぐ爆発する可能性に注意し、何より先に非難措置を講じる。

○例えば爆弾の可能性が低くとも、自ら確かめる愚はしない。官憲に通報して処理させること。

(3) 爆発物を投げつけられた場合の措置

○可能な限り離れる(手榴弾なら蹴飛ばして離す。)と同時に、対象物件と反対方向に頭を向けて地面に伏せ、口を開いた状態(鼓膜保護)で頭を腕で保護すること。

5 夜間外出禁止措置下での注意事項(平成4年12月、安全対策協議会での検討結果より引用)

○当該時間帯(午後10時30分から午前5時までの間)の禁足は当然のこと、夜間警戒からの帰途の警官が襲撃される事件が発生している例もあり、日没後、早朝の全般においても慎重な行動が必要です。

○ほとんどの日本人が居住しているヒドラ、エル・ピア地区では銃撃戦も少なく、一見して平穏そうに考えられがちですが、首都圏でもクーバ、エル・ハラシ、バプエルウエッド等では激しい銃撃戦があり、市民の巻き添え被害も出ていることから、事態を真剣に受けとめることが必要です。

○出張、懇談等で外出禁止時間になお外出していることの絶対にないよう、無理のない計画で行動することが大切です。

○夜間の検問所は、テロリストの標的であり、銃撃に巻き込まれる危険性があります。昼間とは比べ物にならない緊張感で警戒していることから、必ず一時停止をして指示に従うなど、特に注意を要します。

○夜間外出禁止により、夜間の相互監視の目が一切なくなり、また、テロ対策に忙殺されている当局に効果的な一般犯罪予防を期待することは困難です。住宅の点検、防犯措置等を徹底して、自らの手で予防を図って下さい。

○現在のところ、電話回線が確保されていますので、これによる緊急連絡体制を確保することとして下さい。

遠隔地に駐在させている親元は、必ず定期連絡方式による情報伝達を励行して下さい。

○急病、事故等によりどうしても外出する必要がある場合には、最寄りの警察署の許可を受けなくてはなりませんので、居住地の管轄警察署の所在地、電話番号等を控えておくことが大事です。

6 誘拐事件

(1) 誘拐事件の特質

アルジェリア警察庁によると、過去10年間、当国では身代金目的誘拐事件は発生していないとのこと。

しかしながら、誘拐事件は、目的別に営利(人身売買、性的目的を含む)目的、身代金目的、政治的目的等があり、被拐取者自身から利益を得るもののほか、安否を気遣う親族・所属団体等からの利益(主として金銭)の場合、さらには、全く本人とは関わりのない政府、治安機関、国際団体への要求という場合もあり、こうした観点からすれば、何人も誘拐被害の対象者としての適格性があることとなります。平素から、誘拐事件への対応に配慮する必要がある所以です。

(2) 誘拐事件対策(平成5年1月制定「誘拐事件対応マニュアル」から引用)

ア 誘拐に遭わない3原則

○目立たない

まず、標的とならないことが最重要要素です。並いる対象者の中で目立つことは、攻撃目標にされやすいと心得ましょう。

○強い警戒心

標的としての選定は、強い警戒心で行動する人間を避けますし、実行も困難になります

。相手につけいる隙を見せないことが肝要。

○行動を予知されない

誘拐成功のポイントは、事前の調査活動です。通勤時間・経路、食事場所等と同じパターンは危険です。それから、行動予定を不必要な範囲に知らせることは危険です。

イ 誘拐事件が発生した場合

○慌てず、騒がず確認を

相手は？（自称で可）、何時、何処で、誰を誘拐したのか？

その証拠は？（「無事な声を聞かせなさい。」「特徴を言ってみなさい。」と質問する）

被拐取者は無事か？（「声を聞かせなさい。」と要求し「怪我はないか。」と確認する）

目的は何か？（「時間が必要だ。」「私では保証できない。しかし、無事に返してもらうためには、最大限努力する。」と伝え交渉を継続させる。）

○まず、大使館に第1報を

当国司法当局者等との折衝、情報収集を急がなくてはなりません。寸分でも躊躇は禁物です。

○通報

現地治安機関への通報は、大使館と協議して検討しましょう。

ウ 不幸にして誘拐されたら

○必ず保護されるという信念で行動すること（絶望しない）。

○無用の抵抗をしたり挑発したりしないこと。特に政治目的誘拐と認められる場合には論争を避ける。

○犯人グループの命令に素直に従い、仮に可能であっても、現地語が理解できるような素振りをしない方が安全。

○犯人グループに、本人の地位等を知られないよう努力する。

○例え銃器に関する知識があっても、犯人側に武器の使い方は知らないと思わせること。

○拘束が長引くことも予想されるので、健康を維持すること。出されたものは慎重に食べて体力を保つこと。

○犯人グループの目的（政治犯罪か一般犯罪か）が判明するまで、政府のために働いているとは言わず、国民のために働いている旨協調すること。

○当局の触覚に容易に触れるよう、犯人グループとは異なる服装等をしていること。

○自力での脱出はまずチャンスがないと考え、無理をしない。

○救出作戦の際には、被弾しないよう伏せたり、物陰に逃げるなど防護策を講じること。

7 脅迫事件

(1) 昨年8月の空港爆破事件の前後、全国で、官公署、企業、学校、航空会社、ホテル等に対して爆破予告が発生しましたが、現在は少なくなっています。また、現在までのところ、日本大使館、邦人企業・邦人等我が国を直接対象とした脅迫事件は発生していません。

(2) 脅迫事件対応要領

ア 受付の教育

受付を担当する者に対して、次の対応要領を徹底すること。

○冷静に対応すること

○近くにいる者にメモで内容を知らせること

○日時の特定（すぐに時計を見て記録すること）

○あなたは誰ですか？ 自称、男か女か、言語は何か、特徴は何か、・・・背景の音に注意

○何が目的ですか

○爆破予告なら・・・

何処に設置したのか、何時爆発するのか、ここには罪のない人が何人もいるので避難させたい。正確な場所と時刻を教えてください

イ 爆破予告なら、

一切躊躇せずに、まず避難して下さい。

ウ 警察、大使館への速報

爆発物の発見、処理のために現地治安当局へ速報します。更に、治安当局への依頼、他の邦人への警戒強化の警告を出すために必要ですので、必ず大使館にも速報して下さい。

エ 虚偽の爆破予告の可能性があっても、常に真実の予告として対応すること。

8 一般犯罪の特徴と対策

(1) 最近の傾向

現在、当国で発生している犯罪は、

○深夜における忍込み（侵入窃盗事件）

○路上駐車のを狙う車上狙い

○車の中からのかっぱらい

手口は、渋滞中の車両のドアを開ける

車両のタイヤをパンクさせ、修理等の隙を狙う

○路上強盗

等であり、このほか実態は不明（幸いにして、今のところ邦人間に被害の発生をみていない）ですが、これら財産犯の他に性的犯罪の発生のあることが伝えられています。

また、残念ながら当国人労働者の倫理意識に問題があることが指摘されています。運転手、メイド等による、雇い人盗事件の発生も頻度が高くなっています。

(2) 対策

ア 侵入事件対策

圧倒的に、深夜家人が就寝中の発生となっています。

過去、邦人間で発生した事件での経験によると、

「侵入直後、台所でまず包丁を盗み、これを手にして犯行する」

「侵入に気がつき、財物を取り戻そうとした家人に、長時間にわたって投石を繰り返す」など、居直り強盗の要素が高くなっています。

この種事件に関しては一にも二にも侵入防止対策が基本で、更に、万が一侵入された場合の対処要領についてまで、予めきちんと心得ておく必要があります。

○敷地を取り巻く塀の高さは充分か、不十分な場合にはかさ上げ、有刺鉄線による忍び返し、ガラス破片を置く等の対策をとる

○侵入警戒機器（センサー、警報器等）の設置を検討する

○テラス、ガラス窓等侵入口となる可能性のあるところには必ず強固な鉄柵を設置する

○屋内が見通せないよう、雨戸、カーテン等を工夫する

○家を空ける時、就寝時等、それが外から容易に判断できないように、照明を全て消すようなことはしない

○万が一、侵入された場合、人身の安全を図るを第1とし、財物に執着しない。電気を点ける、遠くから大きな物音をたてる等の手段により、賊に逃げる道をつくらせることが肝要。

捕まえるとか財物を取り戻すことは絶対にしないこと

イ その他の事件対策

○ヒッチハイクの求めには応じないこと

- カスバの危険性を承知し、危うきに近づかないこと
- 仮に近くに行く必要があるとしても
 - 場所にあった服装をし、貴重品は一切持参しないこと
 - 常に身辺、付近に対して警戒の気持ちを緩めないこと
- 道路が渋滞する箇所は、テロの巻き添え、盗難事件の被害が常に身近にあることを認識すること
- 車両は常にロックする癖をつけ、例え数秒でも車を離れる際には確実に「キー抜き、ドアロック」を励行すること（盗みの所要時間は1、2秒）
- 基本的に路上駐車はしないこととし、屋内若しくは警備員のいる駐車場とする
- 車両の中に物を置かない（雑誌1冊、ガム1個でもガラスを割られる原因）
- 現地の人を運転手、メイド、庭師、警備員等で雇う場合、身元の確かな者を選定すること。この場合、信用できる当国人の紹介を受けることも大切。
- 使用人においては、信頼を得た時が犯行の好機。多少の不快感が伴っても、絶対に入室を禁ずる場所（施錠可能であること）を設けたうえで、旅券、現金など貴重品は鍵のかかる場所に保管すること。
- 可能ならば、鍵を更に鍵のかかる場所に保管すること。

ウ 性的犯罪に遭わないための注意

- 女性が単独行動することは避ける
- 夜間、女性の外出はしない
- ミニ・スカート、ショートパンツ、タンクトップなどは論外、膚の露出を極力抑える服装が肝要
- 好意同乗の誘いは毅然たる態度で拒否すること

9 砂漠地帯での注意事項

(1) 現在、アルジェリアと南に隣接するマリ、ニジェールとの国境は閉鎖されています。従来、タマンラセットから空路の越境の方途がありましたが、それも閉鎖状態となっています。サハラに南下した場合は、必ず北部沿岸地方に戻らなくてはならないことを念頭に置く必要があります。また、タマンラセット近辺から南部ではトゥアレグ問題で、ゲリラ活動の危険性があり、現在のところこの脅威は北部のテロ事件の脅威以上と評価されています。当面、タマンラセットまで南下することは極めて危険であると判断されます。

(2) 南部砂漠地帯では、首都圏ほどのテロ、一般犯罪の危険性はないと言われています。しかし、おいはぎ等の脅威があり、可能な限り空路での往復が望まれるところです。脅威が低いということは、日本でのそれと比較してのことではないので、盗難等の被害に対する強度の警戒が必要です。

(3) 砂漠地帯での最大の脅威は自然です。チュニジアのサハラ観光で九死に一生を得た日本人観光客に関する報道もあります。

厳しい昼夜の温度差、時として砂嵐に道路が消滅する危険性等が常時あることに注意しなくてはなりません。更に、動植物の中には毒性のあるものもありますのでむやみに触れたりすることは禁物です。砂漠の旅行では、信頼できるガイド、あるいは現地事情に詳しい人の助言等に従うことが安全の第一歩です。

(4) 砂漠地帯と北部沿岸地帯との間の通信手段は芳しくありません。現に、砂漠で負傷した日本人に関する情報が大使館に到着するまで1箇月を要した事例もあります。従って、突発事態において適切な保護を得られない事態がありますので、常に応急薬品、非常食料、ラジオ等の備えが必要です。

10 緊急連絡先

○在アルジェリア日本国大使館

TEL.(2)79.11.65 79.12.55 79.16.98 79.13.33

FAX 79.22.93

TELEX 61389 TAISI DZ

(夜間・休日)

鈴木書記官(領事担当) 79.10.75

武井書記官(治安、事件、警備担当) 59.09.38

徳安書記官(総務担当) 60.91.47

○警察 緊急通報 17

なお、当国の警察管轄区域は、警察庁—県警—地区警察—分署となっております。

大使館が所在するエル・ピア地区及び邦人多数の居住するヒドラ地区を例にとりますと、いずれもアルジェ県管轄化のビル・ムラドライス地区警察(70,Av.SOUJIDANI BOUDJEMAA TEL6 0.36.40)の管轄下であり、大使館等の所在するエル・ピア地区はエル・ピア分署(Av.ALI KHODJA,ex.CHATEAU NEUF TEL.79.66.27)の管轄で、日本人学校等所在のヒドラ地区はビルムライドライス地区警察の直轄となっております。

○負傷事故、急病 緊急通報 17

但し、これによる公共救急車は限られた数で、効率的ではないとのこと。

当国には、レクスプレスアンビュランス社(EA)という有料の救急運搬業者があります。これは、要請後直ちに反応してくれるとのこと。

L'Express Ambulances 24, rue des Freres Meslem TEL.73.69.69

アンゴラ【安全の基礎】

アンゴラ共和国

Republic of Angola

(注) 1994年1月15日現在、アンゴラには渡航自粛勧告および在留日本人への国外退避勧告が発出されている。

出入国時の留意事項

●査証

アンゴラに入国するには査証が必要である。事前に在フランス、ポルトガル、ジンバブエ等のアンゴラ大使館で、本国照会のうえ取得する。ただし、アンゴラ国内に身元保証人がいる場合に限り、その保証人が査証を持って空港へ出迎えた場合も入国は可能。

●出入国審査

有効な旅券、査証、イエローカード（黄熱病、コレラ）が必要である。

●外貨申告

入国時に、保有するすべての外貨を申告する必要がある。出国の際、不当な外貨を所持していると没収される。

滞在時の留意事項

●滞在届

特になし。

●旅行制限

国内旅行では通常空路でのみ可能だが、事前に許可を取る必要がある。陸路の場合、通常、都市部外の通行は禁止されている。都市部以外を旅行するには事前の許可が必要であり、また、軍隊の護衛が必要。

●写真撮影の制限

厳重。空港、港、政府の建物、大統領官邸、軍事施設は厳禁。ルアンダ市内でもむやみに写真は撮れない。特に国のイメージを傷つけると考えられるところ（スラム、闇市、人民配給所の行列等）も不可である。

各種取締法規に関する留意事項

●治安維持

特になし。

●その他特殊取締

白バイ、軍隊に護衛された大統領の車に出会ったら、すぐに路肩に車を止めて待つこと。すぐに停止しなかったため、護衛の軍隊に射殺された外国人もいる。

ルアンダ市内はいたるところで警察（軍隊もあり）による検問が頻繁にある。常に旅券等、身分を証明する書類を携行のこと。

安全のためのひとくちアドバイス

車の盗難が頻繁にあるので厳重なロックが必要である。また、車から離れるときは車内にはなにも残さないように心がけること。

独立家屋に住む場合は、ガードマンを雇い、さらに鉄の扉、窓格子もつけて万全の防犯対策をする必要がある。

旅行者に適当と思われるホテルは3軒しかなく、かつ食事込みで1日150～250米ドルはかかる。また、ほとんど満室状態のため、よほど前から現地身元保証人経由での予約が必

要である。

そのうえ、革命記念日や産業展等の国家的イベントのためにホテルから追い出されることも時々ある。

長期滞在者の住居取得は非常に困難。ようやく見つけて法外な敷金や家賃を払っていても、法的所有権が不明確な場合は立ち退きを強制されるので、十分な調査・手配が必要である。

水・電気の供給は不定期かつ不正確であり、これに対処するには発電機、ポンプ、水タンクに加え、浄化装置、電流整流器等が必要。

報道関係者は事前に関係省庁・機関と入念な打ち合わせを行い、入国目的を明確にしたうえで、十分な滞在日数（最低2週間）を取る。特に、南北国境付近への取材の場合は飛行機が不定期なため、十分に余裕をもった予定を作成のこと。

公用語はポルトガル語であるが、外国語はフランス語のほうが英語より通じる。

なお、現在渡航自粛勧告が発出されているので、旅行等は差し控えたい。

在外公館アドレス

●兼轄公館

在ジンバブエ大使館

ウガンダ安全の基礎
ウガンダ共和国
Republic of Uganda

出入国時の留意事項

●査証

ウガンダ政府より1993年12月22日付で、日本人に対する査証を免除する旨の通報があった。詳細はウガンダの在外公館で確認のこと。

●出入国審査

特になし。

●外貨申告

ウガンダ貨（ウガンダ・シリング）から外貨への交換は、両替証があれば可能。

滞在時の留意事項

●滞在届

特になし。

●旅行制限

特に制限はないが、北部、東部の一部地域の治安には不安があるので、そうした地域に旅行を行うのは不適當である。

●写真撮影の制限

軍事施設、大統領公邸、空港および兵士等の撮影は禁止。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

持ち込みおよび所持は、法律により禁止されている。

●不法就労

不法就労は、国外退去処分。

●治安維持／●その他特殊取締

特になし。

安全のためのひとくちアドバイス

軍、警察の検問があるので身分証明書を常に携帯し、夜間は外出を控えたほうがよい。また、滞在・行動は首都ルワンダにとどめ、地方への旅行は避けることが賢明である。

健康上の留意事項

黄熱病およびコレラの予防接種が必要である。マラリアは全土で流行しており、クロロキン耐性があるので、予防薬を飲むときには専門医に相談する必要がある。また、コレラが時々発生するほか、肝炎の流行も見られるので、生水、生野菜等の飲食は避けるべきである。

売春婦に多くのエイズ抗体陽性者がいると報告されているので、軽率な行動は慎むべきである。

医療設備は乏しく、医薬品も不足しているので、発病または負傷したときはヨーロッパに移送する。

緊急時の連絡先

(非常用) Tel.0999 (警察, 消防, 救急サービス共通)

緊急時の言葉

(英語)

「泥棒」 = シーフ

「助けて」 = ヘルプ

「警察」 = ポリス

「救急車」 = アンビュランス

「警察を呼んでくれ」 = コール・ポリス

公用語は主に英語を使用。

在外公館アドレス

●兼轄公館

在ケニア大使館

エジプト【安全の基礎】
エジプト・アラブ共和国
Arab Republic of Egypt

出入国時の留意事項

●査証

入国査証は在日エジプト大使館、または到着時に空港で取得（有料）することができる。ただし、申請の際に旅券の残存有効期間が6カ月以上あることが必要。

●出入国審査

パスポート・コントロールで一般的チェックが行われ、入国・出国スタンプが押される。

●外貨申告

国内で、エジプト・ポンドへの換金は必要最小限にとどめておいたほうがよい。残金を出国時に空港で外貨に換金するためには、エジプト・ポンドへ換金の際、銀行で渡される換金証明書が必要なので大事に保管しておく必要がある。

●通関

厳しく検査している。カメラは、スチール、ビデオとも各1台まで持ち込みができるが、その機種番号を旅券に記入してもらう必要がある。免税品の持ち込み許容量は、ウイスキー3本、煙草2カートン、香水標準サイズ1本、贈呈品100米ドル相当等。

滞在時の留意事項

●滞在届

1週間以上の滞在については、入国日から1週間以内に移民局外人登録所または最寄りの警察署で登録する必要がある。この手続きは、ホテルで代行してくれるところもあるので、ホテルのチェックインの際に確認すること。これを怠ると出国の際、罰金を科される。

●旅行制限

軍事基地に通じる道路は通行止め。

●写真撮影の制限

軍事基地はもちろん、空港、港湾、橋等も、撮影禁止になっているところが多い（撮影禁止の立看板に注意）。知らずに、橋を撮影した日本人旅行客が、カメラのフィルムを没収された例がある。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

最近、麻薬の密輸が多くなり、当局は厳しい取り締まりを行っている。麻薬の製造・売買・輸出入をしたものは、死刑、懲役刑あるいは、多額の罰金を科せられる。

●不法就労

就労許可なしで働いていた日本人が、国外退去させられた例がある。

●治安維持

相当に厳しい捜査や取り締まりが行われている。テロを除き、一般の凶悪犯罪の発生件数は少ない。

●その他特殊取締

歴史のある国だけに、文化財等の国外持ち出しは厳しく規制されている。旅行者が文化財（古美術品等）を持ち出す場合は、文化省考古局から営業許可を受けた古美術商で購入して古美術証明書を受け取り、出国時に税関に提示すること。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

エジプト人の対日感情はたいへん良好で、笑顔で寄ってくる。エジプト人の性格は陽気で、たいへん人懐こいところがあるが、日本人に不思議なのは『バクシーシー』である。観光客の訪れるところには必ず“バクシーシー”を要求するエジプト人がいる。チップとして渡すときは別として、与える意思のないときは“ラー”（NOの意味）と言って態度をはっきりすること。

宗教上、極度に肌を露出した衣類の着用は避けたほうがよい。

安全のためのひとくちアドバイス

治安当局の組織形態は一応整っており、殺人・強盗等の凶悪犯罪の発生件数は少ない。しかし、観光客を対象としたスリ・抜き取り・置き引きその他詐欺まがいの事件が発生しているので注意をする必要がある。

健康上の留意事項

外国で快適かつ健康に生活するためには、自主的な健康管理と病気予防について正しく実行する必要がある。

まず、海外生活を始める前に日本の病院でチェックを受けておくこと。また、すでに高血圧とか痛風等の成人病のある人は、出発前に十分コントロールされていなければならない。さらに、長期間内服しなければならない薬剤の確保と入手方法を出発前に決めておく必要がある。エジプトの薬は安価であるが、剤型や含有量が異なる。

エジプトに着いてからは、現地の病気にかからないようにしなければならない。生水は避け、煮沸するか、ミネラル・ウォーターを飲む。生野菜は、清潔な流水でよく洗浄する。加熱すれば野菜は食べられる。生魚は、季節的に要注意である。

ナイル川やその支流には住血吸虫がいるので、注意を要する。オアシスに行かない限りマラリアの予防薬は飲まなくてもよい。

夏期（4～10月）には、ダニやノミが多く発生するので、布団やカーペットの虫干しをしたほうがよい。盛夏時には外気温が40度以上になることもあるので、屋外では肌を出さない服装にすることが大切である。

緊急時の連絡先

●カイロ

〈病院〉

As Salam International Hospital Tel.3507196, 3507424

Corniche El Nil, Maadi

Misir International Hospital Tel.713444,713345

12, El Salaya St, Dokki

〈警察〉 Tel.122 (緊急)

カスル・エルニール警察署 Tel.3557351

ザマレック分署 Tel.3401719

〈火災〉 Tel.125

〈救急車〉 Tel.123

●アレキサンドリア

〈病院〉

Alexandria Medical City Hospital Tel.852150

Moassat Hospital Tel.4212885

〔警察〕 Tel.122

ラムラー警察署 Tel.5873936

〔火災〕 Tel.180

〔救急車〕 Tel.123

緊急時の言葉

〔泥棒〕 =ハラーミィ

〔助けて〕 =ナグダまたはサーイドニィ

〔警察〕 =ショルタまたはポリース

〔救急車〕 =ナハターグ・アラベイヤトル・イスアーフ
(アーイズィーン・アラベイヤトル・イスアーフ)

〔パトカー〕 =ナハターグ・アラベイヤトル・ポリース
(アーイズィーン・アラベイヤトル・ポリース)

〔警察を呼んでくれ〕 =イッタスィルビール・ポリース

在外公館アドレス

●大使館

在エジプト大使館

Embassy of Japan, 3rd Floor Cairo Center Building, 2Abdel Kader Hamza
Street, Garden City, Cairo, Arab Republic of Egypt (P.O.Box 281)
Tel.3553962~4

●駐在官事務所

在アレキサンドリア駐在官事務所

Consular Office in Alexandria,
Embassy of Japan, 41Moustafa Abu Heif St., Saba Pasha Ramleh,
Alexandria, Arab Republic of Egypt (P.O.Box 2434 Alexandria)
Tel.5879966,5871859

エジプト「防犯の手引き」
治安・防犯の手引き

1992年10月1日
在エジプト日本国大使館

もくじ

1. はじめに
2. 当国の治安情勢
 - (1) 一般情勢
 - (2) 当国の治安制度
3. 一般犯罪に対する防犯対策
 - (1) 住居での防犯対策
 - (2) 街頭での防犯対策
4. 緊急事態対策
 - (1) 誘拐対策
 - (2) 1986. 2 当国暴動事件の教訓
 - ア. 連絡体制
 - イ. 正確な情報
 - ウ. 情報提供
 - エ. 備蓄の用意
5. 当国の特殊事情に伴う注意
 - (1) 不法外貨の没収
 - (2) 軍事施設の写真撮影禁止
 - (3) 古美術品
 - (4) 麻薬
6. 緊急時の連絡先
7. おわりに

1. はじめに

現在エジプトにおける各種犯罪は、最近の諸物価の急騰等も反映して、増加傾向にあるといわれています。このような環境の中での生活の安全を保障するものは、これは、どこの国でも同じことですが、まず「自分及び家族のことは、自らが守る」と言う強い防犯意識であります。

この手引きは、皆様が、犯罪に巻き込まれないために、又不幸にしてそのような事態に陥った時、少しでも被害を小さくするために作成したものです。

2. 治安情勢

(1) 一般情勢

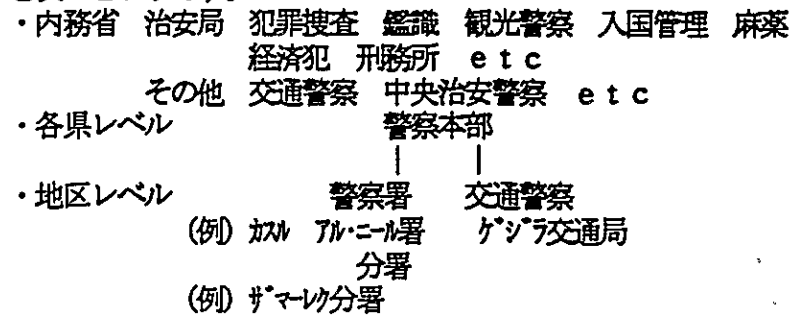
最近の当国の治安情報は、国内各地においてジハード団等のイスラム原理主義者らによるテロ事件等が多発し、加えてイスラム教徒、コプト教徒による宗教対立事件も後を絶たず、更に上エジプト地方では警察署襲撃及び警察官暗殺事件等も発生しております。

これに対し、当局は本年7月テロ対策法を成立させ、新たな取り締まり方針で臨むべく体制立直しを図り、次第にその効果は上がってきています。しかし国内の経済状況が悪く、物価の高騰、失業率の増大等の理由により社会不安は必ずしも減少しているとは言いきれません。

(2) 当国の治安制度

私達がエジプトで生活する以上、その身の安全を保護してくれるのは一義的には、エジ

プト治安当局ということになります。そこで私達の身近な警察署を中心にこれを図示すると次のとおりです。



(イ) 警察署・分署には、次の二種類の警察官が勤務しており、被害を受けたばあい、ここに届け出ることになります。

制服警察官……………パトロール及び事件発生時の初動に当たる。

(日本の交番の警察官に相当)

私服警察官……………犯罪の捜査に当たる。

(ロ) 交通警察局は、免許行政を含めて交通取り締まり・交通整理等を行います。ただし、交通事故は、事件として警察署が担当します。

(ハ) 外国公館前等で警備に当たっている警察官は、中央治安警察部隊と呼ばれ3年間の兵役隊員が従事しています。

特徴としては、中央集権化の傾向が強く、その中でも特に国家保安局と呼ばれる部所は公安事件を担当して、県単位・地区単位に支部があるようです。

3. 一般犯罪に対する防犯対策

(1) 住居での防犯対策

当地で生活されている皆様が、ご家庭において注意すべき点は一般的には次のとおりです。

ア. 家の中には、不必要な人間を招き入れない。

(目的を偽って下見に来る犯人もいます)

イ. 来訪者に対しては、ドアの覗き穴や音色により確認した後、ドアを開ける。

ウ. その際も、チェーン錠を利用する。

エ. ドア及び施錠は、できるだけ強固なものにする。

(できれば、鉄扉・ワンドアーツーロック etc)

オ. 最悪のケースを想定して、一室については避難室として外部から侵入できない方策を講じる。

(寝室が適当であり、前記エ. の補強が必要。また地上に近い場合は、窓の格子も必要でしょう)

カ. 不幸にして賊と対面した場合、完全に制圧できる自信のない限り抵抗せず、金品を渡して退散させた方が、無難でしょう。

キ. 被害を最小に止めるためにも、室内には必要以上の金品を置かないことです。

ク. メイド・ドライバーを使用する場合は、身分証明書でよく確認したうえで、更にそのコピーを保管してください。

(これらの使用人は、生活の一番身近にいるエジプト人です。お互いに信頼関係を築いてください。また、所属企業のローカル職員、及び他の知人宅等で人雇っている者の縁故者を雇うことも一つの方法です。)

ケ. フラットを引っ越ししたり、帰国する際など荷物の整理、搬出入にまぎれて盗まれるケースも多く、このような場合に特に注意が必要です。

(2) 街頭での防犯対策

一般的に、屋外での防犯対策としては、次の点があげられます。

ア. 外出の際は、必要以上の金品を持ち歩かないことが肝要です。又その場合も、貴重

品は身に付けるようにしましょう。

ショルダーバックの場合は、たすき掛けにし、カバンの部分は車道側の反対に向くようにしてください。

(後方から近づいた自動車の窓から、犯人が手を伸ばし 歩行者のカバンをひったくる事件も発生しています)

イ. 自動車をお持ちの方に

(ア) 当地での自動車の駐車場は、路上駐車が一般的になっていますが、車内及びトランクの中には貴重品を置かないようにしてください。(窓ガラスを割られ、バックが盗まれたり、トランク内のゴルフバックが盗まれた事件がありました)

(イ) ドアロックは確実にを行うと共にドライバーがいる場合は、スペアキーを作らせない等鍵の管理を徹底して下さい。

4. 緊急事態対策

いちがいに緊急事態と言っても、邦人がらみの重大事件(誘拐等)から当国の根かみをゆすぶるクーデター・内乱まで多種にわたり、特定することは困難です。

ここでは、主に誘拐事件と1986年2月末当地で発生した暴動事件を例にとり、その対策を挙げてみたいと思います。

(1) 誘拐対策

当地では、外国人をねらった誘拐事件は幸い発生しておりませんが、模倣性のある犯罪なので十分な注意が必要です。

この種の事件は、ターゲットになる側と犯人の間には、金銭的・政治的利害に基づく動機が存在する訳で、極めて計画的犯罪と言えるでしょう。そのため犯人側は、事前調査に基づく緻密な計画を立てて実行に及びます。

残念ながら、これに対する完全な予防対策はありません。しかしながら常に警戒心を持って行動し、事前調査等の段階で不審点等を感じることは可能でしょう。常日頃からの警戒心ある行動が犯人がわに反抗を諦めさせる可能性は十分あると思われます。そのための一般的対策としては次の点が挙げられます。

ア. 出勤時自宅付近の駐車車両・歩行者などに普段と変わった所がないか観察する。

イ. ドライバー付きでも、車中で本を読んだりせず周囲、特に後方の異常の有無について確認をする。

ウ. 判で押したような同一ルートによる通勤は、最も危険であり日替わりにする。ドライバーに対しても、乗車してから行き先を告げる。

エ. 通勤によく利用するコース等については、警察署・軍施設・政府機関等がどこにあるか頭に入れておく。

オ. 不審車に尾行された場合、信号無視や急ターンでかわす方法もあるが、事故の危険度も高く前記エ. の場所への避難が望ましい。

カ. 故意とみられる事故または不審な交通事故の場合は、車から降りず状況をよく確認する。場合によっては、一時現場を離れ警察へ直接とどけることも考慮する。

キ. 自分の行動は、関係者・家族以外には秘密にする。

(2) 1986年2月 当国暴動事件の教訓

当国の治安を担当すべき中央治安警察部隊が大挙して暴動を起こした事件は、突然のことでもあり大変驚かされました。発生後、10日余りに渡り「外出禁止令」が発動され市街地では警察に代わり軍隊が配置される等戦争さながらの緊急状態が続きました。

この暴動事件の背景については、未だに定かではありませんが、この事件を通じて幾つかの貴重な教訓を得ることができました。

ア. 家族間・組織間での連絡体制

暴動事件で痛感したのは、家族間及び組織間での連絡方法の重要性でした。幸い一部を除き電話の使用は可能でありましたが、電話が使えなくなった場合はどうしようもありません。そのため少なくとも各自の一日の行動については前もって家族等に連絡しておき、お互いに常に所在が分かるようにする必要があります。

また、非常事態を想定して、どのような相互の安全を確認しあうか等について、家族で良く打ち合わせをしておく必要があります。

イ. 正確な情報の収集

非常時に不可欠なのは、正確な情報です。過去の例を見てもデマに惑わされパニックに陥り、本来の被害以上に被害を拡大させた例もあります。

このことは大変重要なポイントですが、流言飛語に惑わされず冷静に行動しなければなりません。

一般的に、ラジオからの情報には注意する必要があります。今回の暴動発生後もエジプト政府は、間断なくラジオ・テレビ放送を続けておりカイロ放送・BBC・VOA等は聴取可能であり、その報道内容もほぼ正確なものでした。

また南イエメンの内乱の際、日本人の退去に関して適切な情報を伝達して効果があったのは「ラジオジャパン」でした。したがって、各家庭・会社には受信用短波ラジオ（電池でも使えるタイプ）が必要となります。

ウ. 備蓄の用意

今回の暴動で、外出禁止令が発動された後は、家庭内にとじこもりの状態になりました。翌日から時間を区切り食糧の買い出しが許可されましたが、食料品店はたいへんな人だかりで、私達外人が割り込める状態ではありませんでした。そのため日頃からある程度の保存食糧品・水・そして若干のエジプト貨・ドル通貨を緊急事態用として用意しておく必要があります。緊急避難袋があれば最も便利でしょう。

緊急避難袋の在中品

- ・保存食糧品（カンパン・米 e t c）・水
- ・最小限の医療品（消毒薬・包帯・判創膏・ガーゼ・バンドエイド・体温計・解熱鎮痛剤
胃腸薬・常用薬等）
- ・懐中電灯
- ・携帯用ラジオ（電池式）
- ・ローソク・マッチ
- ・その他

5. 当国の特殊事情に伴う注意

(1) 不法外貨の没収

為替管理は大変厳しく行われており、そのためカイロ空港から出国する際、出所不明の外貨（主に米ドル）として当局に没収されるケースがあります。これを防止するため、次のことを確実に実行してください。

ア. 5000ドル以上の現金を所持する観光等短期間滞在者は、入国の際、空港の通貨申告所において所持金を申告し、証明書を受領してください。この証明書がないと5000ドルを越える分の現金は不法外貨として没収の対象になります。

イ. カイロに在留している方は、銀行からの支払い証明書が必要になります。通常現金を銀行からおろす際、本人のパスポート余白に金額・銀行名等を記入させ、公正な出所の外貨である旨の証明を受けます。

(2) 軍事施設の写真撮影禁止

当地では、至る所に軍の施設が目につきます。また空港および橋も軍事施設とみなされ、写真撮影が禁止されています。撮影中のところを当局に発見され、フィルムを没収されるケースが発生しています。

また、軍事基地に通じる道路は通行止めになっています、ご注意下さい。

(3) 古美術品

歴史のある国だけに、文化財の国外持ち出しは厳しく規制されています。旅行者が文化財を持ち出す場合は、文化省考古局から営業許可を受けた古美術商から購入し、出国の際は古美術証明を税関に提示する必要があります。

(4) 麻薬

最近麻薬の密輸が多くなり当局では厳しい取り締まり方針を打ち出しております。ちな

みに、麻薬の製造・売買・輸出入をした者は、死刑あるいは3000～10000エジプトポンドの罰金が科されます。

6. 緊急時の連絡先

・警察（日本の110番に相当）	122
カスル・アル・ニール警察署	3557351
ザマーレク分署	3401719
・救急車	123
・火事	125

※オペレーターがアラビア語しか話せないことが多く、アラビア語の分かる人を介した方が無難です。

7. おわりに

皆様が何らかの被害に遭われた時は、泣き寝入りすることなく警察に届け出ることが必要であるとともに、大使館にも連絡をお願い致します。これらの被害連絡にもとずき当館から当局に対して、警備強化依頼することも可能になります。

以上、安全、防犯のために必要と思われる最小限のことについて書きましたが、基本的には・・・自分の体や自分の財産は、自分で守る・・・という強い防犯意識を常日頃から忘れないことが最も大切なことです。

エチオピア【安全の基礎】

エチオピア

Ethiopia

出入国時の留意事項

●査証

日本とエチオピアとの間には査証免除取極がないため、エチオピアに入国しようとする場合は、必ずあらかじめ所定の査証を取得しなければならない。

通常一般の入国のための査証には、TOURIST、ENTRY、TRANSITの3種類がある。

(1)「TOURIST VISA」

観光、商用、近親者訪問などがこれにあたり、有効期限は1カ月。1カ月滞在のビザが付与され、以後特別な理由がある場合1カ月の延長が可能で、合計2カ月まで滞在できる。

(2)「ENTRY VISA」

エチオピアの公私の機関、企業に雇用された者、エチオピアに住居を得ようとする者が該当する。これらの者は、入国後30日以内に外国人の登録をし、以降1年間の居住許可を得ることができる。

(3)「TRANSIT VISA」

原則として空港での取得は認められていないが、72時間以内に航空機乗り継ぎが可能な航空券を所持している場合は認められることもある。この場合、旅行者の所持する旅券と引き換えにピンク色のカード（預かり証で旅券の代用となる）が手渡され、旅券は出発まで空港入管当局に保管される。ただし、アジスアベバで他国への入国の査証（たとえば、ケニアやタンザニアへの入国等）を取得しようとする旅行者は、このピンク色のカードでは査証は取得できないので特に注意が必要。この査証は7日間有効。

●出入国審査

入国に際しては査証さえ取得していれば審査は簡単で、入国はスムーズにできる。

出国に際しては、1カ月以上滞在后出国する際には、必ず出国査証を取得しなければならない。これは観光目的で入国した旅行者でも適用される。これを得るためには、滞在中の各種支払済証明書に関係当局に提示しなければならず、以前はスムーズに行われることはなかったが、最近はかなり提出書類も手続きも簡素化された。なお、1994年1月現在、エチオピアへの陸路による入国はジブチから鉄道を利用しての入国およびケニア国境モヤレからの入国以外は許可されておらず、違反した場合は罰せられる。

●外貨申告

(1)入国の際

外貨の持ち込みに関する制限はないが、入国の際、トラベラーズ・チェックの所持額等も含めて空港で税関に必ず申告し（通称グリーンカード申告）、持ち込み金額の証明を受けていなければ、出国の際に持ち出しができない。申告の手続きは複写式のグリーンカードに所定の事項と金額を記入し、本人が署名のうえ税関員に渡す。税関員はグリーンカードに署名のうえ1部を保管し、1部を本人に手渡すが、このグリーンカードは出国の際に再び税関員に返還しなければならないので、大事に保管しなければならない。また、滞在中にエチオピア貨へ両替する際にも必要。

(2)出国の際

エチオピアは特に出国の際のチェックが厳しい。エチオピア貨は10ブル以上の持ち出しはできない。手持ちのエチオピア貨は、空港で外貨への両替が全額できるが（時々、銀行員が不在で手持ちのブルが外貨へ両替できない場合があるので、現地貨ブルへの両替は必要限度額にしたほうがよい）、この際上記グリーンカードと滞在中外貨からエチオピア

貨へ両替したレシートが精算上必要である。出国の際の手続きは、税関ブース（カーテンで仕切った個室）で一人一人、入国時に申告した外貨金額、滞在中のエチオピア貨への両替額、手持ちの残高についてチェックされるので、入国の際に過少申告や過大申告することのないよう注意が必要。最終的に申告額と残高との精算が確認できない場合は出国を拒否されたり、悪質な場合には身柄拘束のうえ、取り調べられる場合があるので特に注意が必要。

(3) 外貨の両替

エチオピア貨への両替は、空港、銀行ならびに一流ホテルで容易に可能（グリーンカードの提出が必要）。エチオピアの通貨はブル（Birr）およびセント（1ブル＝100セント）で、公定レートは1米ドル当たり、5.9ブル（1993年9月13日現在）。上記の手続きを踏まずにヤミで交換することには厳しい罰則がある。一般に外国での外貨管理法令に対する違反行為は、日本人旅行者の認識以上に重大な犯罪となるので、手続きの際に不明な点は係官によく尋ねること。

●通関

(1) 免税品の基準として、(1)紙巻煙草200本または葉巻煙草50本もしくは、刻み煙草1缶、(2)酒類1本（1リットル入り）、(3)香水2本が持ち込める。出入国の際には必ず携帯のハンドバッグ、トランクは開披され、中身をチェックされる。最近、これらは緩和されつつある。

空港到着の際は、特にコンピューター、ビデオカメラ、ラジオ等の持ち込みが厳重にチェックされ、グリーンカードおよび旅券に登録される。旅行者、短期滞在者等の個人の使用する電気製品については課税されないが、数量が多い場合は課税されることもある。

出国の際の注意事項として、骨董品の持ち出しについては政府の許可が必要となり、これがない場合は没収される。なお、いままでビデオカメラの持ち込みは禁止されていたが、持ち込み可能となった。

(2) 空港利用税

空港利用税が1992年5月から新設され、一律（大人も子供も同額）1人10米ドル、出国の際徴収される。

滞在時の留意事項

●旅行制限

シヨワ州以外への旅行制限および夜間の外出禁止令は撤廃された。

●写真撮影の制限

政府施設、軍事施設に対する写真撮影は禁止されている。あらかじめ付近にいる警察官等に確認するほうがよい。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬の所持、輸入等禁止事項は日本とほぼ同じに規定されており、違反者は罰せられる。

●治安維持

政治活動の自由が認められるようになった。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

人種、風俗、歴史または気候、風土などそのいずれを取り上げても多様性に富むエチオピアは、アフリカでも特にユニークな国のひとつである。

またエチオピアは世界最古の国のひとつでもあり、3000年といわれる歴史の中で、イスラム教徒による14年間の支配とイタリアによる5年間の占領期間を除いて独立を守り続け

てきた。エチオピア国民は、この長い歴史に誇りをもっている。「エチオピア」の語源ははっきりしていないが、「日焼けした顔」という意味といわれている。エチオピア国民一般の対日関心は強い。飲酒、喫煙等の規制はない。

安全のためのひとくちアドバイス

新政権になってようやく警察機構も再編され、市内や一部郊外における治安状況は良くなっている。地方にあっては、強盗の出没および小規模な部族間の衝突も依然として伝えられているが、アジスアベバにおいては、夜間外出禁止令も解除され、ひったくり等の犯罪もほとんど聞かなくなっているが、依然マルカート等でスリが多く、一人歩きは十分注意が必要である。なお、市内の交通量は多く、交通マナーも良くないので交通事故には十分な注意が必要である。

なお、エチオピアには注意喚起が発出されており、旅行者は事前の情報収集に十分留意する必要がある。

健康上の留意事項

首都アジスアベバは海拔平均2360メートル（富士山の5～6合目ぐらい）の高原都市であるため、空気が希薄で高山障害（頭痛、不眠、息切れ、食欲不振、倦怠感等）をきたすことがある。個人差はあるが、いずれにせよ慣れるまで激しい運動や多量の飲酒は避けるべきである。水道の水は直接飲まないほうがよい。

入国に際しては、黄熱病の予防接種が必要である。また、コレラの予防接種も近隣国へ出張する場合にしばしば要求されるので、済ませて赴任することが望ましい。A型肝炎予防のために、ヒト免疫グロブリンの注射を勧める。

高度2000メートル以下のところでは、1年を通じてマラリアが発生している。クロロキン耐性は地域に限られ、程度も低いので、予防薬としてはクロロキン週1回300ミリグラム塩基が勧められる。

生の牛肉を最高の料理とする習慣があるが、サナダ虫の危険が多いので勧められない。さらに、野菜等には寄生虫が多いのでよく水洗いし、できれば火を通したほうが安全である。

住血吸虫に罹患している人も多いので、池、小川、沼、河川等に不用意に手足をつけてはならない。

病気のための受診、健康診断などは手間取ることが多く、また薬品や材料も不足気味である。病院の設備は日本人の入院には問題があり、外科手術は無理。内科は肝炎程度までならよいが、それ以上の重病は速やかに国外搬送を必要とする。エチオピアでの出産もまた、あまり勧められない。

エイズについては、確実に増加していると考えられており、接客商売の女性では罹患率もさらに高くなっているため、節度ある行動が求められる。

エチオピア人の統計では結核も多いので、特に幼児のいる家庭では、使用人を雇う際には検診することを勧める。

緊急時の連絡先

（警察）

緊急警察連絡 Tel.91, 110011

交通警察 Tel.180000

（消防） Tel.93

（救急車） Tel.92

赤十字 Tel.515129, 514009

（病院）

ブラック・ライオン病院 Tel.151211

各種事件や事故の場合、救急車や警察へ通報連絡しても警察官や救急車がただちにこないのが通常である。救急車の場合20～40分、警察の場合、車がないので迎えにこいといわ

れる場合もある。このため交通事故等の負傷者があるときは、救急車を待っている間に出血多量等、手遅れになるおそれもあるので、警察や救急車の手配連絡と併せて通行人や、通行中の車両に協力を求めて病院への搬送をいち早く頼んだほうが得策である。事故の程度によっては、大使館にも通報し協力を求めるほうが事故の対応には役立つ。

また病気等の場合、病院へ直接診察に出向いてもなかなか診断してくれないので、ホテル宿泊者で緊急の場合、フロントに連絡し医者診断を依頼するか、程度によっては大使館領事担当者に連絡して、適当な医者の紹介を依頼するほうがよい。

緊急時の言葉

「泥棒」＝レバー

「助けて」＝イバク・エルダニヨ

「警察」＝ポリス

「警察を呼んでくれ」＝ポリストラリン

「パトカー」＝ポリスマキナ

「救急車」＝アンビュラス

「誰か呼んでくれ」＝ソウトラ

「誰か来てくれ」＝エルダニイ

「火事」＝イサツ

ほとんどどこでも英語は通じる。

在外公館アドレス

●大使館

在エチオピア大使館

Embassy of Japan, Finfinne Building, 2nd Floor, Meskal Square,
Addis Ababa, Ethiopia (P.O.Box 5650)

Tel.51-10-88

1992年10月1日
在エチオピア日本大使館

1 交通情報

(1) 一般的状況

- (1)車の通行は= 右側通行。
- (2)道路事情は= 朝夕の通勤時間帯は非常に混み合う。舗装された道路でもでこぼこや、陥没が多い、特に雨期明けや夜間は注意を要する。家畜等の急な飛び出しがあるので、スピードの出し過ぎには注意する。
- (3)運転マナーは= 悪い。急な車線変更、無理な追い越し、急停車、割り込み等特にタクシーには十分な注意が必要。
- (4)歩行者は= 車の直前直後の横断、急な飛び出し、信号無視は当たり前。十分注意すると共に、警笛を有効に活用する。
- (5)市内の主な交通機関は= バス、タクシー。通常乗合になっており、非常に混んでいる。
- (6)生活習慣として車優先か人優先か= 一応「人・家畜」優先。道路上の牛、ロバ、羊等に損傷を与えた場合、賠償金を払わなければならない。

(2) 車を運転する場合の注意事項

- (1)道路走行中の注意事項は= 歩行者・牛・ロバ等の急な横断が多い。整備不良の車が多く、右左折・急停車に十分注意する。道路の中央に故障車両が駐車していることが多々あるので注意する。警笛を有効に利用する。
- (2)道路標識は= ほとんどないが、意味は日本とほとんど同じ。
- (3)道路の舗装は= 市内の道路は小路を除いてほとんど舗装されているが、陥没した部分もあり、修復には時間がかかる。
- (4)ガソリン事情= スタンドは指定されており(1か所)、一回に給油できる量も制限されているが、以前に比べかなり緩和されて来ている。
- (5)シートベルトの着用は= まったく法的に規制されていないためほとんど着用していないし、シートベルトのない車が多い。欧米人に、着用している人が見られる。

(3) レンタカーの利用

- (1)レンタカーの利用は= 借りられる場所は1か所。(NTOオフィス)
- (2)シフトチェンジは= マニュアルだけ。
- (3)ハンドルは= 左ハンドルのみ。
- (4)レンタカーの保険は= ある。

(4) 自家用車の購入

- (1)自家用車の取得は= 新車の取得は可能であるが、税金が高く、引き取りにも数か月かかる。部品の輸入は容易でないので、新車購入時に一緒に注文するほうが良い。
- (2)駐車場の確保は= 一戸建て住宅及びアパートのいずれにも駐車場がある。

(5) 交通事故について

- (1)交通事故は= 年間3,000名以上が死亡している。
- (2)交通事故の原因は= 飲酒運転等の無謀運転が多い。
- (3)交通事故の補償金は= 低額である。人身、物損とも加害者からの補償は期待できない。加害者になった場合、保険で補償は十分カバーできるが、裁判に時間がかかる。

- 。(4)交通事故を起こしたらまず＝ 警察に連絡する、警察官到着後被害者を病院に運ぶ。当初の診察費や入院費用はすべて負担しなければならない。
- (5)事故に対する罰則は＝ 日本より軽く罰金がほとんど。
- (6)最近日本人の起こした交通事故は＝ ほとんどない。
- (7)日本人の起こした交通事故の原因は＝ 運転の不慣れ。

(6) その他

道路交通法は施行されているが、安全運転の指導教育が徹底されていない。整備不良の車両が多く、日本国内のような「信頼の原則」はまったく期待できない。相手は「止まらない」、「譲らない」と思って慎重に運転するのが一番の安全対策。

2 出入国の留意事項

(1) 査証

日本とエチオピアとの間には査証免除協定がないため、エチオピアに入国しようとする場合は、必ずあらかじめ所定の査証を取得しなければならない。

入国のための査証には、TRANSIT・TOURIST・ENTRYの3種類がある。

(1) TRANSIT VISA

原則として空港での取得は認められていないが、72時間以内に航空機乗継ぎが可能な航空券を所持している場合には認められることがある。この場合、旅行者の所持する旅券と引き換えにピンク色のカード（預り証で旅券の代りとなる）を渡し、旅券は出発まで空港入管当局に保管される。アジスアベバで他国への入国の査証を取得しようとする旅行者は、このピンク色のカードでは査証は取得できないので特に注意が必要。この査証は7日間有効で、最大延長通じて15日滞在可能。

(2) TOURIST VISA

観光、近親者訪問などがこれに当たり、有効期間は3か月、以後特別な理由がある場合延長が可能で、合計9か月まで滞在できる。

有効期間、滞在期間については、運用解釈が異なる場合があり、1か月有効3か月まで延長可能等となることもあるので取得の際確認が必要。

(3) ENTRY VISA

当地の公私の機関・企業に雇用された者、当地に住居を得ようとする者等が該当する。これらの者は、入国後30日以内に外国人の登録をし以後1年間の居住許可を得ることができる。

(2) 出入国審査

入国に際しては、査証さえ取得していれば審査は簡単で、入国はスムーズにできる。出国に際してはエチオピアでは出国査証という特殊な制度があり、1か月以上滞在した者が出国する際には、必ず出国査証を取得しなければならない。これは、観光目的で入国した旅行者にも適応される。これを得るためには、滞在中の各種支払済証明書、を関係当局に提示しなければならず、以前はスムーズに行われなかったことが多かったが、最近はかなり提出書類も手続きも簡素化された。

(3) 外貨申告

(1) 入国の際

外貨の持ち込みに関する制限はないが、入国の際、トラベラーズ・チェックの所持額等も含めて空港で税関に必ず申告し（通称グリーンカード申告）、持込金額の証明を受けていなければ、出国の際持出しができない。申告の手続きは複写式のグリーンカードに所定の事項と金額を記入し、本人が署名の上、税関員に渡す（入国時には本人の申告のみで持込金額に関するチェックはない）。税関員はグリーンカードに署名の上1部を保管し、1部を本人に手渡すが、このグリーンカードは出国の際必要となるので大切に保管する。ま

た、滞在中のエチオピア貨への両替に必要。

(2) 出国の際

出国の際のチェックはかなり厳格に行われる。エチオピア貨は10ブル以上の持出しはできない。手持ちの貨幣は空港で全額両替できるはずであるが、係員のいないことが多いため、現地ブルへの両替は必要最小限にした方がよい。出国手続きは、税関ブース（カーテンで仕切った個室）で一人一人入国時に申請した外貨金額、滞在中の現地貨への両替額、手持ちの残額についてチェックされるので注意する。最終的に申告額と残額の計算が合わない場合、出国を拒否されることもある。

(3) 外貨の両替

両替は、空港、銀行および市内の一流ホテルで容易に可能（グリーンカードの提出が必要）。エチオピアの通貨はブル(Birr)およびセント（1ブル=100セント）で、公定レートは1ドル当たり、5ブルの固定レート（平成4年10月1日現在）。ヤミレートの市場も存在するがもちろん罰則がある。

(4) 通関

免税品の一応の基準として、(1)紙巻煙草200本または葉巻煙草50本もしくは、刻煙草1缶 (2)酒類1本（1リットル） (3)香水2本まで持ち込みできるとなっているが、税関官吏によってはこれ以上の持ち込みも個人で使用すると判断された場合認められる。

入国の際のチェックでは特に、コンピューター、ビデオカメラ、ラジオ等の持ち込みが厳しくチェックされ、グリーンカード及び旅券に登録される。旅行者、短期滞在者等の個人が使用する電気製品については、課税されないが、通常の場合税関で判断した製品の購入価格に79%の課税がされる。

出国の際の注意事項として、骨董品の持ち出しについては政府の許可証が必要となりこれがない場合は、没収される。

なお、いままでビデオカメラの持ち込みは禁止されていたが、持ち込み可能となった。

(5) 空港利用税

空港利用税が1992年5月から新設され、一律（大人も子供も同額）1人20ブル出国の際徴収される。

3 滞在時の留意事項

(1) 旅行制限

シヨワ州以外への旅行制限及び夜間の外出禁止令は撤廃された。

なお、当国に対する渡航自粛は継続しており（平成4年10月1日現在）旅行者は事前の情報に十分留意する必要がある。

(2) 写真撮影の制限

政府施設、軍事施設等に対する写真撮影は禁止されている。あらかじめ付近にいる警察官等に確認する方がよい。

4 各種取締規則等

(1) 麻薬

麻薬の所持、輸入等禁止事項は日本とほぼ同様に規定されており、違反者は罰せられる。

(2) 治安維持

政治活動の自由が認められるようになった。

5 風俗、習慣、国民性に関する留意事項

人種、風俗、歴史または気候、風土などそのいずれを取り上げても多様性に富むエチ

オピアは、アフリカでも特にユニークな国のひとつである。

3000年と言われる歴史のなかで、イスラム教徒による14年間の支配とイタリアによる5年間の占領期間を除いて独立を守り続けており、エチオピア国民の誇りはまさにこの長い歴史に由来しているといえる。「エチオピア」の語源については「日焼けした顔」という意味と言われている。飲酒、喫煙の制限はない。

6 安全のためのアドバイス

新政権になってようやく、警察機構も再編され、市内や一部郊外における治安状況は良くなっている。

地方にあっては、強盗の出没及び小規模な部族間の衝突も依然として伝えられているが、アジスアベバにおいては、夜間外出禁止令も解除され、ひったくり等の犯罪もほとんど聞かなくなっているが、依然マルカート等のひとり歩きは十分注意が必要である。なお、市内の交通量は多く、交通マナーも良くないので、交通事故には十分な注意が必要である。

7 健康上の留意事項

首都アジスアベバは海拔平均2360メートル（富士山の5～6合目位）の高原都市であるため、まれに高山障害（頭痛、息切れ等）をきたすことがある。個人差はあるが、いずれにしる慣れるまで激しい運動や多量の飲食は避けるべきである。また、水道水は直接飲まない方がよい。（アンボという炭酸水を注文するとよい）

入国に際しての予防注射は黄熱病が必要。A型肝炎の予防注射はやって来た方がよい。また、高度2000メートル以下の場所では、マラリアの予防薬服用が望ましい。

当地の習慣として、牛の生肉を食べるが、さなだ虫の危険が多いので勧められない。さらに野菜類にも寄生虫がいるので、ホテルであっても生野菜は避けた方がよい。住血吸虫がいる河川、沼等が多いので不用意に水のなかに入らない。

当地でも病気の診察、健康診断等受けられるが、病院の設備が満足でなく医薬品も不足しており、邦人が安心して入院できる病院はない。病気になったら国外へ出た方がよい。

エイズについては、確実に増加していると考えられており、接客商売の女性では罹患率もさらに高くなっているため、節度ある行動が求められる。

8 緊急時の連絡先

(1) 警察

緊急連絡 TEL 91
11-00-11
交通警察 TEL 18-00-00

(2) 消防

緊急連絡 TEL 93

(3) 救急車

赤十字 TEL 92
51-51-29
51-40-09

(4) 病院

ブラック・ライオン病院 TEL 15-12-11

なお、各種事件事故の場合、救急車や警察へ連絡してもなかなか来てくれないことがあり、その間に大勢人が集まってくるのが常である。事故の程度にもよるが、現場の状況を良く確認したうえで負傷者の病院への搬送を依頼すると共に、知り合い及び大使館への協力を求めた方が事後処理等に役立つ。

また、病気等の場合病院へ直接出向いてもなかなか診断してくれないので、ホテルのフロントを通じて依頼するか、場合によっては、大使館の医務官に連絡を取り適当なアドバ

イスを受けるとよい。

*言葉は、ほとんどどこでも英語が通じる。

9 在外公館住所

◎在エチオピア日本国大使館

Embassy of Japan, Finfinne Building, 2nd Floor, Meskal Square, Addis Ababa,
Ethiopia. (P.O.Box 5650)

TEL 511088改行キーを押して下さい

KAN00010 ガーナ【安全の基礎】

ガーナ共和国

Republic of Ghana

出入国時の留意事項

●査証

ガーナへの入国に際しては、在日ガーナ大使館等で査証の発給を受ける必要がある。査証は渡航目的にかかわらず、滞在期間60日以内1回限り有効なものを付与される。

滞在期間が7日以上になる場合は、空港の入国審査官から渡される滞在届を到着日から48時間以内に、最寄りの移民局管理事務所へ提出することによって、最高30日まで滞在できる。

滞在期間の延長は、3カ月を限度として認められる。必要書類は旅券、査証、入国許可証印、申請書、写真、次の目的地までの航空券、外貨、および外貨申告書であり、これらを最寄りの移民局管理事務所へ提示または提出しなければならない。3カ月を超えて在留を希望する場合は、在留許可を取得しなければならない。

●出入国審査

ガーナの入国審査は、検疫、旅券審査そして外貨申告の順で行われる。その際に提出または提示する書類は、旅券、査証、黄熱病およびコレラ（ガーナ政府によりコレラ汚染地域と認定されている国から入国する場合）のイエローカード（予防接種証明書）、入国カード、外貨申告書および航空券である。これらの書類を持っていないかたり、虚偽の申告をした人および過去にガーナから強制送還された人は、ガーナに入国することが好ましくない人物と見なされ入国を拒否される。

出国の場合は、旅券、入国許可証印、出国カード、外貨申告書および出国税8000セディを出国審査官に提示または提出する。

最近、ガーナの出入国審査は少しずつ改善され、比較的短時間で終わるようになってきている。

●外貨申告

外貨不足のため外貨チェックが行われている。

入国時、T5という2枚1組の外貨申告書に持っている外貨を申告署名し、税関に提出しなければならない。税関は1枚を保管し、1枚に証明印を押印のうえ申告者に手渡す。証明を受けた外貨申告書は出国の際に必要となるので、大切に保管しておかなければならない。なお、外貨の持ち込み規制はない。

両替は銀行やホテルで行えるが、市内随所にある Forex Bureau（両替商）でも行える。

●通関

入国のときは、機内で配布される税関申告用紙に記入し、税関へ提出する。出国時の通関は簡単ではあるが、すべての荷物および手荷物が開披検査される。持ち込み禁止品目としては麻薬、銃刀剣類、ナイジェリアで製造された医薬品および風俗習慣上好ましくないもの（ヌード写真、ビデオ）等がある。また、持ち出し禁止品目としては外貨申告書記載額以上の外貨、重要文化財および上述の持ち込み禁止品目などが該当する。

ガーナで土産用として買った民芸品を国外へ持ち出す際は、ガーナ国立博物館の証明を必要とする。しかし、大量生産されている物等、証明が不必要な場合が多いので、土産物屋で確認するとよい。

滞在時の留意事項

●滞在届

ガーナに事業、留学および就労などの目的で長期間滞在する場合は、在留許可を取得しなければならない。

事業を行う場合はガーナ投資センターへ登録し、その証明書を移民局管理事務所へその他必要書類とともに提出することによって、12カ月間有効な在留許可が得られる。

留学の場合は身元保証書、入学許可証、授業料支払証明書および学校側の推薦状、滞中に必要な費用を証明する資料、復路の航空券などを、また就労の場合は身元保証書、雇用契約書、事業主の業務内容および納税証明書などを移民局管理事務所へ提出することによって、必要期間に応じ12カ月を限度とする在留許可が得られる。

上記の在留許可取得にあたっては、移民局管理事務所の事務能力がきわめて低いことから相当の日数がかかるので、あらかじめ日本で必要書類を在日ガーナ大使館で確認のうえ取り揃えておく必要がある。

●旅行制限

金鉱区への立ち入りを除き、旅行制限については特にはない。

●写真撮影の制限

軍関係施設、警察関係施設、通信施設、官邸周辺地域および政府要人宅などは写真撮影が禁止されている。また、マーケットなど大勢の人が集まる場所で写真撮影を行う場合は、周囲の人々に一言断る必要がある。

なお、取材・撮影を目的とする場合には、通常の査証申請を行うと同時に、取材認定申請およびガーナにおける撮影条件を遵守する旨の誓約書を、出発の3週間前までに在日ガーナ大使館へ提出する必要がある。入国後は速やかに情報省からの許可も取得することも必要。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

一般人の麻薬の吸引、所持、売買、生産および輸出入は厳しく禁止されている。特に麻薬の中でもアヘン、コカインを供給したり、生産したとして起訴され有罪の判決が下りた場合は、特別な酌量事項がない限り初犯でも10年、2回目を超えると終身刑が科せられる。大麻等の比較的軽い麻薬類についても、法律に違反し有罪となった場合は少なくとも5年以上の懲役及び強制労働に服さなければならない。

また、刑の軽重にかかわらず、20万セディ（540米ドル相当）の罰金が科せられる。

●治安維持

民主制移行後、憲法により放送・出版等の言論の自由は保証されたが、日本人が政府当局や国政を批判したりすることは慎むべきである。軍や警察による夜間のパトロールや検問が実施されている。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

ガーナは十数部族から成り立った国である。主要な部族としては、ガ族（アクラ市周辺）、エヴェ族（南東部ボルタ地方）、アカン族（中西部クマシ周辺）およびファンティ族（南西部地方）などがある。これらの部族は酋長を中心とした共同体を形成しており、年長者を尊ぶと同時に共同体内の同胞は互いに助け合いながら生活している。言語は部族により異なるが、公用語である英語が異部族間の共通語の役割を果たしている。

宗教はキリスト教、イスラム教、伝統的宗教が主要なものである。キリスト教は首都アクラを中心とした南部海岸地方で、イスラム教は北部地方で広く信仰されている。ガーナ国民の約50%がキリスト教を、約15%がイスラム教を、そして残りの約35%が伝統的宗教や他の宗教を信奉していると言われている。宗教上の理由から、あいさつの返礼をしないことは無礼と思われたり、あいさつや物の受け渡しには左手を使わないなどの注意が必要

である。

一般的に穏やかで明るく、暴力をふるうことを好まず、歌と踊りを愛する国民性である。また、国民はガーナがブラックアフリカ最初の独立国であることに対する誇りをもっており、自尊心が高い。

安全のためのひとくちアドバイス

政治、経済とも安定した発展を遂げているため治安が比較的良く、殺人、強盗などの凶悪犯罪は少ない。しかし、経済の回復に伴う諸物価の上昇は、一般民衆の生活を苦しめており、スリ、ひったくり、置き引き、強盗等の犯罪は増える傾向にある。

空港では空港出口を一步出ると大勢のガーナ人が、外国人目当てに寄ってくるので、手荷物から目を離したり、隙を見せたりしないこと。

また、ホテルは極力名前の通ったものを選び、チェックイン、チェックアウトの際、荷物にも十分気を配ること。また、部屋の中に貴重品を置いたままでは決して外出しないこと。

健康上の留意事項

ガーナは1年中高温多湿であるため、種々の細菌が繁殖しやすくなっている。ガーナで最も気をつけなければならない疾病は、マラリアと細菌性の下痢である。特にマラリアは雨季乾季を問わず1年中発生しているので、マラリアの予防薬を定期的に服用すること。また、マラリアを媒介するハマダラ蚊は夕方から早朝にかけて活動が活発になるので、この時間に外出する場合は虫よけスプレーを利用し、皮膚を外に出さないように注意する。

飲料水については、生水は極力避け、水道の水を煮沸し過ぎた後冷やして使用するか、ミネラル・ウォーターを購入する必要がある。食べ物には必ず火を通すこと。

ガーナ滞在中は身の回りを清潔にすると同時に、十分な睡眠をとって体力を維持するよう心がける。

最後に、日本から携行することが望ましい医薬品を列記しておく。風邪薬、胃腸薬、下痢止め、目薬、虫よけスプレー、消毒薬、ガーゼ、包帯等。なお、マラリア予防薬はガーナで入手可能である。

緊急時の連絡先

(非常用) Tel.999 (警察、消防、救急サービス共通)

(病院)

コレブ病院 Tel.665401, 665481

軍病院 Tel.776111

警察病院 Tel.776141

(以上、24時間体制をとっている)

フィリップス医院 Tel.774546

ニアホクリニック Tel.775341

オシニクリニック Tel.777422

(警察)

アクラ警察本部 Tel.228112, 773900

警察本部分室 Tel.666540

エアポート警察署 Tel.777592

カントンメン警察署 Tel.776571

テサノ警察署 Tel.228111

ラバディ派出所 Tel.775525

(火災)

消防本部 Tel.772446

アクラ市消防署 Tel.666576, 666577

コトカ空港消防署 Tel.773285

緊急時の言葉

英語が公用語として使われている。

在外公館アドレス

●大使館

在ガーナ大使館

Embassy of Japan, No.8 Josif Broz Tito Ave.,

Off Jawaharlal, Nehru Ave., Accra, Ghana

郵便物あて先 P.O.Box 1637, Accra

Tel.775615, 775616, 775719, 775879

ガーナ「防犯の手引き」 防犯の手引き

平成5年3月
在ガーナ日本国大使館

はじめに

ガーナはローリングス軍事政権11年を経て、本年より第4共和制が始動しましたが、この間経済の回復を順調に進め、政治的にも安定しつつあり、当国民の温厚な性格ともあわせて他のアフリカ諸国に比べれば、比較的治安の良い国と思われれます。

しかし、構造調整政策の推進とともに、特に本年1月に行われた石油製品の値上げによる物価上昇等から一般民衆の生活が苦しくなっており、スリ、ひったくり、置き引き、強盗等の犯罪も増加する傾向にあります。

これまで邦人が大きな被害に遭うことは余りありませんでしたが、最近では若干の被害も出てきました。安全対策は心構えの問題であり、日頃より「犯罪者に狙われないようにすること」が大切です。

この手引は、アクラに来られる旅行者、出張者及び在留邦人が当地で滞在されるに当たって、防犯上何らかの御参考までに作成したのですが、御役に立てば幸甚です。

なお、3カ月以上滞在される方は、在留届を在外公館に届け出なければならぬことになっております（旅券法第16条）ので、右在留届を提出されるようお願い致します。

目次

- 1 基本的な心構え
- 2 防犯対策
 - (1) 住宅について
 - (2) 夜警その他について
 - (3) 使用人について
 - (4) 外出時について
- 3 交通事故について
- 4 旅行者、出張者及び新しく在留される方へ
- 5 誘拐対策
- 6 緊急連絡先

1. 基本的な心構え

当地アクラ市は圧倒的多数の貧しい民衆とひと握りの富裕層が住んでいます。現地の人々から見れば、日本人は富める者であり、日常生活のあらゆる面で羨望の目で見られています。このため現地の人々に悪の誘惑を起こさせるような行動は極力慎むことが肝要です。そのための行動の三原則は、「目立たないこと」、「行動のパターン化を避けて、予知されないこと」、「用心を怠らないこと」であり、現地の人々の文化・風俗や価値観を十分に考慮した上で行動しなければなりません。

また、当地では富める者が貧しき者に対して施しを与えるのが当然との考え方が一般的であり、特に使用人に対して誘惑を起こさせるような態度をとらない（隙を見せない）ことも必要です。

当地では、警察の犯罪防止能力及び捜査能力が極めて低いことや捜査のためには被害者側が警察のために交通手段まで提供せざるを得ないような事情もあります。

従って、日本での習慣や常識をそのまま現地へ持込もうとせず、「自分及び家族の安全は自分たちで守る」との意識を強く持って行動することが肝要です。

また、現地社会に早く溶け込み、治安情勢や対日感情に関する様々な情報が常に得られるよう、常日頃より隣近所の人々と仲良くすると同時に在留邦人相互間の連絡を密にし連帯を強めていくことが大切です。

2. 防犯対策

防犯対策については、これという絶対的なものはありませんが、当地で起きている犯罪の大部分が家屋侵入、窃盗、置き引き等ですので、これらの犯罪に対する防犯上の一般的な心構えと対策を記しました。住居の安全対策が生活面での安全対策の基盤となります。

(1) 住宅について

住宅の防犯措置は万国共通ですが、次の点に注意する必要があります。

(ア) 孤立した家屋には住まないこと。

(イ) 家の四方が高い塀に囲まれていること。(塀の上部に有刺鉄線を張ると効果的です。)

(ウ) 門を強化し、在宅中でも施錠をする。

(エ) 屋外灯は家の周囲全体をカバーするよう明るくし、照明を遮る樹木は切り倒すこと。また、屋外灯のスイッチは家屋の中に取り付けるようにすること。

(オ) 住居の安全対策が周辺の住居の安全対策(外観)に較べて見劣りしないか、同等以上にすること。

(カ) 塀及び2階に接している樹木は、それを登って庭又は2階へ侵入できないよう切り倒してしまうこと。

(キ) 扉、窓は必ず施錠できるようにし、窓には鉄格子を取り付けること。2階以上でも必要です。

(ク) 家屋内に侵入された場合を想定し、予め避難場所となる部屋を要塞化し、そこに連絡のため電話を設置しておくこと。

(ケ) 住居への出入り(特に車両)が安全かつ迅速に行える構造であること。

(コ) 家主が常に安全対策強化に積極的であるようはたらきかけること。

(2) 夜警その他について

(ア) 複数の訓練された犬を飼い、特に夜間放し飼いにしておくこと。(犬の鳴き声は、侵入してくる賊に対する心理的・物理的抑止力となります。)

(イ) 信頼のおける夜警を必ず雇い、ホイッスルやサイレン等を持たせ、家屋侵入の際主人、隣近所へ知らせる役目をさせること。

(ウ) 当地では、一見わけのわからない物売り等が訪ねてくるので、その際直接自分が出て行かず使用人に用件を聞かせ、門の中へ入れないようにすること。

(エ) 長期間留守にする場合、できることなら信頼できる知人に留守番を頼むこと。それが不可能であれば随時家の様子を見に来てもらうこと。

(オ) 転勤の際には、パカンスにてかけるとの口実を使用人に述べるなどし直前までわからないようにしておくこと。(引越し直前の犯罪が多い。)

(3) 使用人について

使用人との関係がうまくいかどうかで当地に対する印象が随分変わると思います。特に御婦人方は一日中使用人と顔をあわせているわけですから、いかに使用人を上手に使うかが当地で生活する上での最大の問題になるかと思えます。以下、使用人の採用時及び雇用時の注意点を申し上げたいと思えます。

(ア) 採用する際には履歴書、写真、推薦状を提出させた上、試用期間を設けた雇用契約書を作成しておくことが、後日のトラブルを防ぐ意味で重要です。

(イ) 試用期間中に不審な行動(特に部外者の出入り)がみられたら躊躇せず解雇すること。

(ウ) 使用人に対しては、人格を尊重しつつも威厳をもって物事を指示するほうが良いと思われれます。(日本式の親切心は相手をつけ上らせたり誤解を招いたりします。)

(エ) 使用人側の部分で雇用契約を解除する場合も後日のトラブルを避けるため応分の退職金を支払うとともに預けていた鍵や錠を確実に回収しておくこと。

(オ) 使用人に多大な期待を抱かず使用人はあくまで補助的なものと考えること。

(カ) 使用人が犯罪者の手引きをする可能性に留意すること。

(キ) 使用人に隙（犯罪を誘発する環境）を見せないこと。

(ク) 使用人の外出、休日の行動、信条の変化をつかんだり、使用人が複数の場合、責任者を指定するなど、意志疎通も重要です。

(4) 外出時について

外出時における防犯といってもやはり絶対的なものはありませんが、ここでは買物をしている時及びドライブの時に注意しなければならぬいくつかの点を参考までに記しておきます。

(ア) 場所や日程に決まった外出は行動パターンを知られないように回避した方が賢明です。

(イ) 戸締まり、施錠もれの点検と、外出前の使用人に対する指導を十分に行うこと。

(ウ) 出発、帰宅時に周囲の警戒を怠らないこと。

(エ) 社交活動等において、現地の反感を買うような発言をしないよう注意すること。

(オ) 人通りの多いゴミゴミしたところには、スリ、ヒッタクリ等が多いので長い距離を歩行しないこと。

(カ) 必要以上のお金を持ち歩かないこと。

(キ) 代金を支払う時、多額のお金を見せることのないよう注意すること。（現地の人々に悪の誘惑を起させないことです。）

(ク) 夜間の買い物、散歩は場所のいかんにかかわらずしない方が賢明です。特に、女性、子供の一人歩きは絶対にしないことです。

(ケ) 走行中でも貴重品を外部から見える位置に置かず、駐車中の車の中には、貴重品はもちろんのこと、物を置かないようにすること。どうしても置いておく必要がある場合は、トランクかダッシュボード等の外から見えないところへ入れること。

(コ) 車から長時間離れる場合には、管理人のいる駐車場を利用し、路上駐車を避けること。また、そのような駐車場がない場合は、ドライバーに車の見張りをさせておくこと。常に車の側にいるよう指導し、ガードマンとしての自覚を持たせることも必要です。

(サ) 乗車中は出来るだけ窓を開けないこと。（交差点や朝夕のラッシュ時の渋滞中に物売りが車中へ手を入れてくることがありますので、用心しましょう。）

(シ) 走行中突然前の車が急停車し後の車とはさみ打ちにされて、強奪、誘拐などに会わないよう、前の車を回避し走行できるだけの車間距離を取っておくこと。

(ス) クリスマスシーズンにはスリ、ヒッタクリが多く出没すると聞いていますので、マフラーなどでは特に用心して行動して下さい。

(セ) 長距離を移動する場合は、夜間を避け、単独行動を避け、複数以上で行動することが賢明です。

3. 交通事故について

当地で発生している交通事故の大多数は、交通ルール違反によるもの、乱暴な運転によるもの及びブレーキやウインカーが作動しないといった欠陥車によるものがほとんどです。当国の運転免許は極端な場合、何の練習も試験もせず、免許事務所の役人が個人的に着服するために要求するお金を与えるだけで、取得出来る場合があります。当地の交通規則は日本人の目から見た場合、右側通行、左方優先が唯一の規則といってもいいでしょう。また、車検制度がないため、スクラップ同然の車が多数市中を走行しており、ウインカーが作動しなかったり、ブレーキが利かないなどのため引き起こされる事故も多数あると思われれます。以下当地で運転する際の必要最少限の注意事項を御参考までに記しておきます。

(ア) 前の車と十分な車間距離をおいてマイペースで運転すること。(日常ガーナ人は緩慢な動作をしています、車を運転すると人が変わったようにハッスルしますので、むきになって競走したりすることは最も危険です。)

(イ) 急ブレーキは極力かけないこと。(ブレーキの利かない車が多いため追突される危険があります。)

(ウ) 当地では歩道が少ないため車道を歩行者が歩いていますので、対向車がないときは中央よりを走行すること。

(エ) 夜間の走行は街灯がないため非常に視界が悪いので、熟知した道路以外は走行しないこと。長距離を移動する場合は、夜間を避け、単独行動を避けること。

(オ) 交差点やT字路で追い越しをする車がありますので慎重に運転すること。(センターを越えて追い越しをかけようとする車に特に注意)

(カ) 邦人が人身事故の加害者となった場合、人道上問題はあってもすぐにその場を立ち去り、警察へ駆け込むこと。(その場に立ち止まっていると野次馬から暴行を加えられる恐れがあり危険です。但し、人通りが少なくそのような危険がない場合はすみやかに負傷者に対して適切な処置を取ることが必要でしょう。)

(キ) 各地区の警察署の所在地や病院の把握も必要と思われる。

(ケ) 特に遠出をする場合等、エンジン用の水や小型消火器、救急箱等の装備を携行すること。

当地で邦人が交通事故で負傷した場合、医療技術や輸血によるエイズの感染等の問題がありますので、運転にはくれぐれも慎重を期するよう心掛けて下さい。

4. 旅行者、出張者及び新しく在留される方々へ

旅行者、出張者及び新しく当地に在留される方は、前述の注意事項の他、次のような点にも注意される必要があるかと思えます。

(1) 空港で

空港の出口を一步出ると大勢のガーナ人が外国人を目当てに寄って来ますので手荷物を手から離さずスキを見せないこと。また、スリ防止のため外側のポケットに旅券等、重要なものは入れないようにする。(邦人も何件か置き引き等の被害に遭っています。)

(2) ホテルについて

(ア) ホテルは極力名の通ったものを選ぶのが無難です。

(イ) チェックイン・チェックアウトの際手続きに気を取られがちですが、荷物に十分に気を配るよう心掛けましょう。

(ウ) 貴重品類は身につけて外出するようにしましょう。(当地のホテルにはセキュリティボックスが備え付けられていないため。)

(3) 住宅・使用人について

新しく在留される方は、住宅や使用人についてあらかじめ当地の日本人会等へ照会されたいと決めることが良いかと思えます。住居周辺の治安情勢チェックを行い、できれば前任者や帰国する邦人の住宅や使用人を引き継ぐことが無難かと思われます。

(4) 健康に注意!

時差や気候の急激な変化のため、旅行の後は体調を崩しやすくなったり、注意力が散漫になるとスリなどの被害に遭いやすくなります。体が慣れるまでは勿論、できるだけ生水、生物は避けて、衛生面に十分注意し、具合が悪ければ、まず休養を取り、場合によっては病院、医者にご相談する等、健康の回復を図ってから行動を起こすことが重要です。

5. 誘拐対策

当地では外国人を狙った誘拐事件はここ数年発生していません。しかし、日本人は現地人から見れば明らかに富める者であり、誘拐犯にとって日本人の商品価値はきわめて高いと思われるので安心はできません。今のところガーナ人の温順な性格や対日感情が良好なことから、日本人を狙った誘拐事件が発生する可能性は小さいと思われていますが、日本の経済力と国際的地位が高まり、多くの企業が海外へ進出し、日本人が世界の隅々で様々な行動をとるようになるにつれ、あらゆる意味で「目立つ存在」となりつつある今、今後とも発生しえないと断言することはできませんので、以下誘拐に対する心構えを御参考までに記してみました。

(ア) 出勤時、外出時必ず家の付近の駐車車両、歩行者など普段と変わったところがないか注意する。

(イ) 車中でも、周囲特に後方に尾行する者がいないか確認する。

(ウ) 判で押したような同一時間、同一ルートの使用は最も危険ですので、日によって通勤経路を変えてみる。

(エ) 通勤経路やよく利用するルートについては警察軍施設、政府機関の所在地を頭に入れ2つ以上のルートを確認し、一方通行や人通りの少ない脇道は避け、交通量の多い大通りを選ぶ。不審者に尾行されていると感じた時、最寄りの上記機関へ避難する。

(オ) 自己の行動は、周囲に対して出来るだけ秘匿しておく。

(カ) 誘拐の徴候の発見が誘拐防止の鍵となるので、職場や家庭の周辺、移動時に、少しでも普段と違う点がないか注意を怠らないことが必要。

(キ) 児童の学校への送迎の際には父母が必ず付き添う等ガード体制をつくる。

(ク) 誘拐目的として通常、「誘拐の目的を満足させる者であること」「接近が容易であること」「特定の時間、特定の場所にいることが予測可能なこと」「防御体制が弱いもの」を狙ってきますので、安全に暮らすための原則として、「目立たない」「用心を怠らない」「行動を予測されない」といった狙われにくくする努力が肝心です。

6. 緊急連絡先

犯罪に巻き込まれた時にはどんな些細な場合でも領事担当官まで御連絡下さい。

(1) 非常用

緊急事態発生の際、ダイヤル999 (警察、消防、救急サービス共通)

(2) 警察

アクラ警察本部(HEADQUARTERS) 電話773900

エアポート地区

エアポート警察署(AIRPORT BRANCH) 電話777592

カントンメン地区

カントンメン警察署(CANTONMENTS BRANCH) 電話776571

ラボネ地区

ラバディ派出所(LABADI BRANCH) 電話775525

イーストリッジ地区

警察本部分室(MINISTRIES BRANCH) 電話666540

テサノ地区

テサノ警察署(TESANO BRANCH) 電話228111

電話221311

テマ市

テマ警察署 共通 0221 地域1 2835

地域2 2458

地域4 4801

(3) 消防署

*消防本部(HEADQUARTERS) 電話772446

*アクラ市消防署(ACCRA FIRE STATION)	電話666576	666577
*コトカ空港消防署(AIRPORT FIRE STATION)	電話773285	
*テマ (ガーナ国家消防署)	電話0221	2518

(4) 病院

* 軍病院(MILITARY HOSPITAL)	電話776111-4
* コレブ病院(KORLE-BU HOSPITAL)	電話665401 665481
* 警察病院(POLICE HOSPITAL)	電話776141
(以上24時間体制をとっている病院)	
* フィリップス病院(PHILIPS CLINIC)	電話774546
* ニアホクリニック(NYAHO CLINIC)	電話775341
* オシニクリニック(OSINI CLINIC)	電話777422

(5) 在ガーナ日本国大使館(EMBASSY OF JAPAN IN GHANA)

開館時間	月曜日から金曜日 (ただし水曜日を除く)
	午前8時30分～午後0時30分
	午後2時30分～午後4時30分
	水曜日
	午前8時30分～午後1時
	(土曜日、日曜日は閉館)
電話	(021) 775615
	775616
	775719
	775879

おわりに

犯罪を未然に防ぐためには在留邦人各自が何よりも自分と家族の安全は自分達全員で守るとの心構えが基本であり、日頃から防犯を心掛ける以外にこれといった決め手はありません。犯罪者から見ると警備の手薄な所を狙うということになりますので、自分達の住んでいる所だけが見劣りするということがないよう、警備を怠らないことが肝要と思います。また、常日頃から隣近所の人々と良好な関係を保っておくことも、万一の場合に備えて必要なことと思われまます。

つきましては、在留邦人各自が「いかにして被害に遭わないようにするか」についてこの手引きを参考にされ、それぞれの状況に応じて利用していただければ幸いです。

データ名：ガボン【安全の基礎】

ID：KAN00010

登録日付：94/04/15

属性：テキスト

バイト：8057

参照：6

出入国時の留意事項

●査証

入国にあたっては、どんな渡航目的であっても、事前に査証を取得しなくてはならない。査証を取得するには、各国のガボン大使館へ申請することになるが、一般的に発給までには相当な日数と手数料がかかる（特にアフリカ諸国のガボン大使館）ので、日本から渡航する場合は、在日ガボン大使館で取得しておくのが最も確実な方法である。なお、空港での査証の発給は、行われていないので必ず事前に取得しておかなければならない。

また、在留延長手続については公安局が行っており、必要書類は、パスポート、帰国用航空券、写真2枚、在留延長願（本人作成のもの）および手数料が2万5000 C F Aフラン（3カ月）となっている。この発給には3日～1週間程度かかるので、十分な滞在有効日数の余裕をみて申請すること。

●出入国審査

入国にあたって必要なものは、旅券、査証、イエローカード（黄熱病）、航空券（ガボン出国ルートを含むもの）、入国カード（着陸前に機内で配布されるか、出入国管理のカウンターに設置）。係官が口頭で、宿泊先（ホテル名）、滞在予定日数、また商用の場合は相手の会社名、住所等の審査を行う。

なお、出国ルートの航空券を持たないことを理由に入国を拒否された例がある。

出国にあたっては、出国カード（搭乗受付カウンターに設置）と航空機の搭乗券を旅券の査証ページに挟んで提出し、簡単なボディチェックを受け、すべての荷物に対してX線装置によるセキュリティを受ける。なお、3カ月以上滞在し、滞在許可証を取得している居住者の場合は、出国許可が必要。その種類と手数料は、(1) 1回のみ有効（再入国しない場合）の場合3万5000 C F Aフラン、(2) 出国および再入国許可（数次）の場合5万 C F Aフランとなっている。

一般に出入国審査官は高圧的な態度で接し、出入国カードにすでに記載されていることでも何度も繰り返して質問したりするが、前に述べた要件を満たし、服装、言葉遣い等をきちんとし、悪い印象を与えなければ特に問題はない。

●外貨申告

出国時に持ち出せる現金は、20万 C F Aフラン（行き先がアフリカ諸国の場合、12万5000 C F Aフラン）相当までと決められており、それ以上の現金の持ち出しは、入国時にあらかじめ申請しておくことが必要（ただし、C F Aフランは1993年8月1日より中部アフリカ諸国銀行加盟国以外で兌換できなくなったので要注意）。なお、トラベラーズ・チェックの場合は特に制限はない。

●通関

入国の際に、すべての荷物および手荷物につき開披検査がされる。この際に、多量の電気製品、新しい衣類、工具、部品等を持っていると商品化可能と見なされ、税金を課せられるおそれがある。

また、段ボール箱に入った荷物は、特に厳しく検査される。せつかくきれいに梱包していても無駄になってしまうので、なるべくこれを避けてスーツケース2個程度に荷物をまとめ、「身の回りの品」として申告すると比較的スムーズに通関できる。

なお、税関職員も入国審査官と同様、高圧的な態度に出ることが多いので、それに腹を

立てたりしないこと。

ガボン通貨CFAフランの交換率は、1仏フラン=50 CFAフランの固定相場。いわゆるヤミ相場は存在しない。

滞在時の留意事項

●滞在届

短期滞在の場合は滞在届を提出する必要はないが、3か月を超える滞在をする場合は、滞在許可証（公安局発行、2年間有効、プラスチック製カード式のもの）の取得が義務づけられる。

この滞在許可証の取得の申請には、警察証明（出生地発行で3か月以内のもの）、雇用許可（労働省発行）、居住証明、本国送還保障費用受領証、手数料5万CFAフランが必要。また、本国送還保障費用受領証については、申請者の本国帰国費用をガボン政府あるいはその他の国の政府が保証していない外国人居住者に対して、同費用相当額（52万4040CFAフラン）をひとまず国に納めるよう義務づけられている。その額は、IATA航空規定に基づいた本国帰国片道航空運賃（エコノミークラス）およびその20%（出国許可証等の手数料）に相当し、公安局が徴収した後、国庫に納められ、帰国の際に全額払い戻される。

●旅行制限

特にないが、軍事施設など、機密性の高い場所には近づかないように注意すること。

●写真撮影の制限

空港、軍事施設、大統領官邸の写真撮影は固く禁じられている。

また、現地の人々を写す場合も、呪術的理由から写真を忌み嫌う人が多いので、相手の同意を得るなどの配慮が必要。特に市場等の現地人街を無断で写すと、もめ事の元となるので注意すること。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬にかかわる犯罪に対する処罰は厳しい。売買、密輸入、生産等に関与したすべての者およびそれを試みようとした者は、すべて吸引した者と同様と見なされ、6か月以上2年以下の禁固刑あるいは、2万4000CFAフラン以上100万CFAフラン以下の罰金が科せられる。

●不法就労

労働許可は、外国人雇用許可と営業許可に大別され、前者は私企業駐在員等、後者は自営業および会社設立者等がその取得を義務づけられている。また、上記規定および前述の入国条件に違反して就労した場合「訴追を受けることなく国外追放処分が適用され得る」と刑法に定められている。なお、雇用者側も上記許可をもたない者を雇用した場合は、最高120万CFAフランの罰金が科せられる。

就労手続（賃金労働者の場合）には、正面カラー写真4枚、旅券、同旅券の最初の3ページおよび入国印が押印してあるページのコピー、労働省発行の雇用許可書の原本およびそのコピーあるいは同省の許可のある雇用契約書、雇用主の住居証明書、本国送還保障費の積み立てが必要。ただし、商人ないし自営業者（私企業出張者等を含む）の場合は、個々の雇用許可ないし労働契約の代わりに、商務・消費省発行の許可書の原本およびコピーの提出となる。

●治安維持

公共の秩序を乱す集会を公共の場所で行うことは禁止されており、これに参加した場合は、2か月～3年の刑に処せられる。また、無届集会も罰せられる。

暴動を扇動するようなアジ的演説を公共の場所または集会の場で行った者は、3カ月～1年の刑および2万4000～12万C F Aフランの罰金が科せられる。

文書、口頭またはその他の手段により、秩序を乱したり、国家に対する反逆を唆したり、人種的、宗教的、部族的憎悪を引き起こすような国家の重要な利益を損なう宣伝（布教）を行った者は、6カ月～5年の刑および2万4000～25万C F Aフランの罰金が科せられる。

なお、国家および政府要人を誹謗するような新聞・書籍類は、持ち込まないこと。また、ある種の新興宗教の布教行為も要注意。

●その他特殊取締

国家元首に対する侮辱罪は、1～3年の禁固刑および最高50万C F Aフランの罰金。

国民議会議員、行政官、閣僚、公務員等に対する侮辱罪は、1カ月～2年の禁固刑および最高30万C F Aフランの罰金。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

一般にガボン人は自尊心が強く、外国人に対しても臆することなくマイペースで接するので、たいへん無愛想な印象を受けることもある。しかしその反面、のんびりしており温厚でさっぱりした性格でもある。彼らとつき合うには、多少のことにはこだわらない寛容な心をもって接することが重要である。特に時間の約束に関しては守らないのを前提におき、常に余裕をもったスケジュールを組むほうがよい。また彼らは非常に依頼心が強いので、相手の要求に対してイエス・ノーをはっきりと言うことも大切である。

また、ガボン人はアフリカの中でも有数の国民所得の高い国なので、物乞いは比較的少ない。他方、外見によって人物を判断することが多く、またガボン人自身も比較的きちんとした身なりをしていることから、服装等には気をつけること。

安全のためのひとくちアドバイス

武装強盗・殺人等の凶悪犯罪はまだ少ないが、近隣諸国からの移民の増大、経済状況の悪化により、年々治安が悪化する傾向にある。夜間の一人歩き（特に他のアフリカ諸国人居住地区）を控え、家屋については、施錠を怠らないよう心がけるなど、最低限の自己防衛を常に念頭において行動すること。

健康上の留意事項

他のアフリカ諸国同様、熱帯性の風土病が存在するので油断は禁物である。特に、マラリアは要注意で予防薬を携行したほうがよい。

長期滞在者は、できるだけ施設の良いホテル等を利用すること。衛生面が悪いと洗濯物にハエウジが付いたり、マラリアの原因となる蚊の発生が多い等、問題も多い。

気候の面では、乾季の6月下旬～8月下旬は過ごしやすいが、雨季の盛りの12～3月は、温度湿度ともかなり高いので、昼休み（12時～15時）には、ガボンのライフスタイルに合わせて十分休養を取ることも必要である。

内陸部にいく場合は、暑さは一段と厳しく有害な虫も多いので、防虫スプレー、長袖着用等の基本的な配慮も怠らないようにすること。

飲料水は、水道の設備がしっかりしているので、そのまま飲んでも特に問題はないが、水道の配管自体が古くて錆が出ていたりするので、飲料用には市販のミネラル・ウォーターを飲んだほうがよい。

緊急時の連絡先

（病院・救急車） Tel.76-23-44

（警察）

Tel.13 盗難・強盗の処理

Tel.17 事故等緊急の場合

〈火災〉 Tel.18
〈水・電気公社〉 Tel.72-34-34
〈電報電話公社〉 Tel.72-18-51

在外公館アドレス

●大使館

在ガボン大使館

Ambassade du Japon, Boulevard du Bord de Mer, B.P.2259, Libreville,
Gabon

Tel.73-22-97,73-02-35,73-60-59

KAN00010 ガボン「防犯の手引き」

治安・防犯の手引き

はじめに

最近在留邦人がクーデター、誘拐、盗難、その他種々の犯罪により事件に巻き込まれるケースが多くなっています。

中には、その救出等事件の解決までに相当の時間を要する場合があります。尤も、犯罪は日中を始め何時でも何処でもあり、小さな注意により難を免れる事が有るのも事実です。

以下の事は、既に皆さんが御承知の事の繰り返しとなりますが、海外に在住の皆様の安全に少しでもお役に立つようにとこの手引きを作成してみました。また、この手引きは、今後も色々な実際の事件、体験等を盛り込みよりよいものにしていきたく、御意見、体験談等ございましたらばお気軽に御連絡頂ければ幸いと存じます。

昭和62年5月

在ガボン日本国大使館

防犯対策

(イ) 住居

住居は、生活の中心となる空間ですので、ここの安全が保たれることが、生活を行う上での第一の重要な事項といえるでしょう。このことから防犯には特に気を配るのは言うまでもありませんが、反面 100%安全という住居が無いのも事実です。ですから実際は限り無く完璧な防犯に近づくよう努力するということとなります。

それでは、具体的にどのようなものが有効であるか考えてみましょう。

先ず、一戸建住宅が最も盗難に狙われ易い点を頭において下さい。この場合、塀はこれによって侵入を防ぐ事を期待することは出来ませんので単なる侵入者に対する心理的抑止物と考えるのが妥当です。

また、門についても当然のことながら常時閉めておくだけでなく夜間及び昼間でも長時間不在にする時は施錠することが必要です。

次に、何回も泥棒に入られる家があるように侵入者の心理からして、入り易い場所と入りにくい場所があります。

具体的に言うと、住宅の入り口や窓等が人目につきにくい場所が最も泥棒の入り易い場所のようです。

例えば、夜間にあっては照明が暗い場所とか隠れる場所がある場合、また人通りの少ない場所等です。ですから、特に前者については、屋外灯をつけ外部入口付近をできるだけ明るくすることが泥棒に対してかなりの心理的抑止物となります。このように屋外は明るく室内は暗く（内部を見せない為）というのも防犯の一つの方法でしょう。

次に、二階が絶対安全ということもないので二階からの侵入を防ぐ為、足がかりとなる樹木、雨樋、排水管等についてできる限り足がかりとならないような配慮して下さい。

また、一階の窓及びできれば二階の窓でも泥棒が侵入できそうな箇所には金属格子を取り付けるのが一般的です。実例としてそれがないばかりに出張中に窓を破られて、家財道具をゴッソりと盗まれたケースもよくあります。

しかし、防犯には役立つ格子も、火事の場合など出入口が塞がれてしまった場合、逃げられないのでは困ります。この場合の対策も忘れないで下さい。

(ロ) 出入口

出入口のドアは、頑丈なものがよく、しっかりした鍵を掛けられるのが理想的です。また、不審な人物を容易にドアの内側に招き入れない為、相手の確認ができる覗き窓、ワイ

ド・スコープ、ドアチェーン等を取り付けるなどして下さい。一般的にアパート形式の住居では、ワイド・スコープをつけたり、ドアの外に照明を設置したり、ドアの鍵は付け換えてより丈夫なものにしている場合がほとんどです。

また、鍵については、出入口の泥ふきマットの下などに置かないで下さい。

(ハ) 使用人

使用人の良し悪しで、家の安全が左右されることもあります。使用人の中には主人の不在中に泥棒の手引きをする者もいて雇い入れの際には充分注意しなくてはなりません。離任となる前任者から使用人を引き継ぐのも一般的な方法でしょう。その他信頼のおける使用人の家族や親戚を雇うのも比較的安全のようです。また、雇い入れる際には身分証明書等で本人の身元を確かめた上、家族関係もしっかり把握しておくことも必要です。

また、使用人はある程度厳しくしつけ、他方でこれに見合う適当な報酬をきちんと与えるのも一つの方法です。生活ギリギリの賃金しかもらえなければ、それなりの仕事しかせず、小さい盗みなどをしたくなるのは人情ともいえますし、きちんとした報酬であれば小さい盗みなどをして折角の働き口を失うようなこともしないででしょう。

(ニ) 電話

電話は、緊急時に第一に頼りになる連絡手段となりますので警察、大使館、消防署及び、緊急連絡先等の電話番号は、常時備えておいて下さい。

また、不審な電話はこちらの家の内情を探られる可能性もありますので対応には注意して下さい。

(ホ) 貴重品

貴重品は必ず鍵のかかる場所に保管してできれば寝室に置くことです。また、万一盗難に遭った場合も考えて貴重品リスト（機械類については製造番号、型式も忘れずに）を作成しておくことも重要です。特にカメラ、高級腕時計などは旅行中でも番号をメモしておく等配慮が必要です。

(ヘ) 一人歩き

一人歩きをする場合は夜間はもちろん場所によっては昼間でもできる限り、車と建物の間の距離以上は歩かないように心掛けて下さい。女性については絶対に一人歩きは避けなるべく男性と一緒に行動して下さい。

また、必要以上の現金は絶対に持ち歩かない、バックも丈夫なものにし身体の前で持つ、ショルダーバックはタスキ掛けするなどといった基本的な事項をもう一度再確認して下さい。

(ト) 車による外出

車の盗難及び車内に置いた荷物の盗難にも注意して下さい。つまらない物でも車内の表から見える場所に置いたためまどガラスを壊される例は最も多い事例です。また、外出又は帰宅の前後を狙われる例や先進国ではガレージで襲われる例もあります。

また、通勤の際もできればいつもと同じ道を通らない、人通りの少ない場所の駐車及び不審な車に注意することなども大事でしょう。

(チ) 家屋に侵入された場合

在宅中に強盗が押し入るのは最も危険な状況のひとつで、こういう場合は流しの物とりとは異なりその手のプロが殆どです。時には使用人、夜警と手を組んでいる場合もあります。とにかく家に押し入れられたら無闇に抵抗したりしないのもひとつの方法でしょう。先ず第一に人命優先で対処して下さい。品物はまた買えますが人命は買い換えることは出来ません。アフリカ辺りの泥棒は金品が主たる目的でこれさえ得られれば比較的簡単に退散する事が多い様です。

クーデター・内戦・暴動の発生

皆さんの在任国でクーデター・内戦・暴動等の事件が発生しないことを祈る次第ですが、先進国と異なりアフリカ諸国では何時クーデター・内戦・暴動が起きないとも限りません。尤もアフリカに限らず中南米、アジア辺りでもあります。万一不幸にもこういう事件が発生した場合の事を平時から一応想定しておくことも必要でしょう。

さて、この場合はどう対処するかはその事件の規模、激しさ、当該政府の対策、終息の見込み等にもよりますので一概には言えませんが、事件の方向についてできる限り速やかにかつ適確な情勢判断をした上で最も時宜を得た対策をたてる他ありません。日本政府、当大使館もかかる場合は邦人の方々の人命を最優先にできる限りのことをする次第です。事件の内容により、最悪の場合は救援機又は陸路による国外脱出といった方法まで考えられます。

(イ) 冷静な判断

繰り返しますがこのような場合は事件の全貌に対して冷静な判断を持つこと、当該政府、外国通信のニュース等により事件の規模、概要等をできる限り正確に把握し判断することが第一となります。また、当大使館も出来る限りの情報及び判断をお知らせし必要かつ出来る限りの手を打つ考えです。また、その判断により国外退去勧告、政府による輸送手段の手配という最悪の事態も無いとは限りません。陸路脱出に備えてガソリンの備蓄が役に立った過去の例もあります。

(ロ) 小規模な暴動等

内戦、暴動等には早目に脱出、避難して安全を計る方法もありますがまた、反対に暴動等が数時間又は数日で片付く場合もありますので、この場合は平穏が戻るまで外出を控え住居又は事務所へ退避するのもひとつの方法です。過去のザイルの暴動の際に早く逃げようとしたベルギー人が多く犠牲になり家で成りゆきを見守った人は無事救出された例もあります。

また、こういう事態も考えて各家庭（場合によっては会社の事務所にも）一人当たり数日分の飲料水及び缶詰食料、消化器、救急セット、ロウソク、懐中電燈並びにラジオ（短波受信できるもの）も用意して置くのも必要です。

(ハ) 銃撃戦からの退避

これも言うまでもないことですが、銃撃戦などが主体に間近で行われている時には、安全第一に極力避難して、不用意に外に面した窓には近づかないで下さい。過去ケニアの軍事クーデターの際に邦人旅行者が状況をよく見ようとしたばかりに、ホテルの窓から外の銃撃戦を覗いた瞬間に流れ弾で頭を打ち抜かれ即死した例もあります。

(ニ) カメルーンでの緊急連絡等

カメルーンでは現在日本人会を中心として緊急連絡網ができていますが、常時up-to-dateにしておいて下さい。また、変更があった場合には直ちに大使館に報告して下さい。

テレックス、電話が不通となる場合もあり、その場合NHKの海外放送が重要な連絡を伝えることもありますので、平素から電波をキャッチできるように周波数及び放送時間等確かめておいて下さい。

勿論大使館では通信、運送手段が途絶えた際も陸路等により極力連絡に努力する他、万一の場合には在カメルーン米国大使館を通じて連絡できるよう一応依頼してあります。

誘拐・ハイジャック・その他

当館管轄地域では今までに誘拐・ハイジャック等の実例は幸いにしてありませんが、この種の事件は赴任、旅行の途次をも含めいつ起きないとも限りません。これらの場合の対処も千差万別、ケースバイケースでそれぞれの治安当局の判断と指示により対処する以外はありません。かかる場合は極力冷静を失わないこと、そして治安当局者指示によるか又はとっさの場合はそれぞれの判断により行動して戴く外ありません。これらの事件の際の対策については、この手引きで特段申し上げることはありませんが、誘拐については、平素の個人の散注意によりある程度防ぎ得るケースもあり得るので不断の注意を心掛けて下さい。

旅券

旅券については外国にあっては貴重品と同じ扱いとして日常はコピーなどを利用し、不用意に持ち歩かないようにして下さい。もし、盗難にあった場合は速やかに警察に被害届を提出し併せて大使館に連絡を入れ、事後処理について連絡を待って下さい。盗難又は紛失旅券はプロの間で売買されて悪用される例が多いので、それを防ぐ為にもその保管等には充分御注意願います。

データ名：カメルーン【安全の基礎】

ID：KAN00010

登録日付：94/04/15

属性：テキスト

バイト：2621

カメルーン【安全の基礎】

カメルーン共和国

Republic of Cameroon

出入国時の留意事項

●査証

渡航目的・滞在期間を問わず、在外公館（在日カメルーン大使館で取得するのが望ましい）で査証を取得することをお勧めする。空港での査証発給も行われるが、在外公館所在地からの無査証到着はトラブルのもととなるおそれがある。

●出入国審査

入国にあたっては、旅券、査証およびイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要である。出国の際は空港使用税5000CFAフランの納付（空港内のポストで同額の印紙を購入し搭乗券に貼付する。国内線の場合は500CFAフランを納付）が義務づけられている。

●外貨申告

外貨持ち込みおよび持ち出しについては特に規制されていないが、CFAフランの持ち出しは認められていない（持ち出したとしても、外貨との交換はできない）ので、注意すること。

●通関

入国および出国時には、すべての荷物の開披検査およびボディ・チェックが行われる。商品化可能とみなされるような多量の電気製品、貴金属類等は持ち込まないようにすること。

滞在時の留意事項

●滞在届

入国査証（最高3カ月）は入国後1回に限り延長が可能（3カ月）。それ以上滞在中の場合には、労働許可を取得した後に滞在許可証を取得する必要がある。滞在中に出入国する際は、出入国査証を取得することが義務づけられている。

●旅行制限

特にないが、検問が国内の要所で行われているので、身分証明書、旅券等を携行する必要がある。この際、原本の紛失を避けるためコピーをとり、警察で原本証明を受けた身分証明書、旅券等の控えを携行するようになるとよい。

●写真撮影の制限

空港、港湾等の施設および大統領府等の政府関係施設の写真撮影は固く禁止されている。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬にかかわる犯罪への処罰は厳しく、禁固刑または罰金が科される。

●不法就労

不法就労者およびそれらを雇用したものは罰せられるので、労働許可および外国人雇用許可の取得が必要である。

●治安維持

国家および政府要人を誹謗するような新聞・書籍類は持ち込まないようにする。また公共の秩序を乱すとみなされるような集会を行うことは固く禁じられている。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

カメルーンは宗教的にも民族的にも多様性に富んでおり、習慣も地方によって異なる。したがって、それらを念頭においてカメルーン人と接することが必要である。

安全のためのひとくちアドバイス

治安は悪化の傾向にあるので、夜間の一人歩き、タクシーの利用等は避けたほうがよい。

健康上の留意事項

マラリア予防薬の服用が必要である。生水の飲用は避けたほうがよい（現地製のミネラル・ウォーターが自由に購入できる）。

緊急時の連絡先

〈警察〉 Tel.17

〈火災〉 Tel.18

〈救急車〉 Tel.25-11-22

〈憲兵隊〉 Tel.25-11-35

在外公館アドレス

●大使館

在カメルーン大使館

Ambassade du Japon, Bastos-Ekondou, Yaounde,
Cameroun (B.P.6868 Yaounde, Cameroun)
Tel.20-62-02,20-65-85

データ名：カメルーン「防犯の手引き」
ID：KAN00010
登録日付：94/04/15
属性：テキスト
バイト：4972
参照：5

カメルーン「防犯の手引き」
安全対策マニュアル

平成5年10月1日
在カメルーン日本国大使館

従来、多数の邦人が居住するドアラ地区は、盗難、ひったくりなどが多く発生し、治安の悪い場所として警戒されてきたが、最近では、首都ヤウンデや地方都市をも含め、治安の悪化が進んでいる。

今後は、一般犯罪はもとより、武装強盗による犯罪の凶悪化などが予測されることや、いつ変化しないとも限らない政情の不透明性に鑑み、一般犯罪、緊急事態に対する基本的な対策及び心構えを下記の通りとする。

第1 一般犯罪に対する対策

1. 自転車強盗に対する留意事項

当地では、武装強盗が外国人の乗用車を襲い強奪するケースが多いので、下記の点に留意して細心の注意を払う必要がある。

(1) 乗降車する際には、周囲に不審な人物(車)がないか、その都度、周囲の安全を確認する。

(2) 乗車中は、必ずドアロックし(車を停車した際、ロックしておらず襲われる場合がある)、窓を閉める。

(3) 目的地での駐車は、守衛などにより管理されている場所を利用し、路上駐車を避ける。

(4) 駐車中はもとより、走行中であっても、貴重品を外部から見える位置に置かない。

(5) 通行経路は脇道を避け、交通量の多い大通りを利用する。また、深夜の走行は避ける。

(6) 帰宅時には、周囲の安全を確認し、速やかに入庫することを心がける(夜間の帰宅時に強盗に遭うことが多い)。

(7) 鍵を安易に使用人等に預けない。

2. 家屋侵入強盗に対する自衛手段

手口としては、住人がバカンスで不在のときに家主、引越業者を装い、白昼堂々と強盗に入るもの、帰宅時に待ち伏せをして襲うもの、深夜合鍵を使用して侵入するものなどが多く、下記の点に配慮する。

(1) 門番を24時間配備(警備会社に委託するのが望ましい)するとともに、来訪者の対応要領、安全上の心得を機会あるごとに教育する。

(2) 入口付近には照明を設け、玄関扉については2つ以上の錠前とドアチェーンを付設するとともに、覗き穴、インターフォンを設置して来訪者を確認できる状態にする(できればセキュリティーグリルを付設する)。

- (3) 窓と窓枠は、頑丈かつ施錠が確実なものを設置し、鉄格子を付設する。
- (4) 天窓、トイレの小窓、クーラーの取付部などにも鉄格子を付設する。
- (5) 各所用箇所にセンサーなどの侵入警戒装置を付ける。
- (6) 独立住宅の場合、周囲に照明設備（常夜灯）を設ける。
- (7) 鍵を安易に使用人などに預けない。
- (8) 賊に家屋内に侵入されるなど、最悪の場合を想定し、強化扉（鉄扉など）を備えた安全室を設けるとともに、脱出口（不可能であれば縄梯子などの脱出用具）をあらかじめ確保しておく。
- (9) 不測の事態に備えて、隣人などと良好な関係を維持するとともに、近所がどのような安全対策を採っているのか確認する。
- (10) 訪問者に対しては、相手の身元を確認して対応する。配達人（物）に対しても、十分に警戒（自分に配達される予定のない場合は特に）するとともに、物売り、工事人等を安易に敷地内に入れない。
- (11) 可能であれば、番犬を飼う。

3. 外出に対する留意事項

ヤウンデ市においては、「中央市場」、スーパーマーケット「スコア」周辺、「ケネディ通り商店街」付近で強盗事件が発生する危険が大きいため注意を要する。また、タクシー運転手による強盗事件も夜間に発生しているため、なるべくタクシーは使用しないほうがよい。さらに、高級レストランを武装強盗が襲ったケースも数回あるので、レストラン選びには注意を要する。

- (1) 買物は、なるべく明るい時間にすませるようにする。
- (2) 外出は、なるべく複数で出かける。また、中央市場の現地マーケットは複数で行くか、使用人などに行かせる。
- (3) 店の出入口と自分の駐車した車の間の移動は、迅速に行う。
- (4) 荷物で両手がふさがらないようにする（チップを払い、店員などに運ばせるのが望ましい）。
- (5) 一目で貴重品が入っていると判るようなバッグなどを持ち歩かない。
- (6) 既に客が乗っているタクシーには乗らないようにする。特に、運転手の隣しか空いていない場合は、後から襲われることもあるので、乗らないようにする（コースを言って貸切で目的地まで乗るか、時間で借り切るほうがよい）。
- (7) タクシーに乗る前には、あらかじめ必要な小銭を用意しておき、金を支払う際に不必要な現金を見せない。

第2 緊急事態（クーデター、内乱、暴動）に対する対策

カメルーンは、独立（60年）以来、堅実な農業開発政策の下、アフリカではまれなケースとして食料自給を早期に達成、輸出用換金作物の生産増大に成功し、83年には石油生産が開始されたことにより、外貨収入が増加し、これをもとにした工業開発が進められるなど、80年代前半までは「アフリカにおけるサクセスストーリー」と称されるようなパフォーマンスを示していた。

しかし、87年以降の世界的な石油需用の減退と第一次産品（コーヒー、ココアなど）の国際価格低迷の煽りを受けるとともに、近年の東欧における民主化運動の大きな波を受け、当国の内政、経済情勢は依然として不安定化の傾向にある。

現在のところ、当国の内政状態が急速に悪化し、クーデター、内乱などに発展するような事態になることはないかと予測されるが、「備えあれば憂いなし」と言われるように、日常における非常事態発生に対する心構え、準備が肝要である。

1. 邦人保護と本省への緊急連絡

- (1) 緊急事態が発生した場合、邦人保護を最優先とし、「安否」の確認を行う。
- (2) 本省への「第一報」を、可能なあらゆる手段を通じて可及的速やかに行う。

2. コンティンジェンシー・プラン

緊急事態が発生した場合または発生する可能性が大きい場合、その対処方法など、具体案は、「コンティンジェンシー・プラン」による。改行キーを押して下さい

データ名：ギニア【安全の基礎】

ID：KAN00010

登録日付：94/04/13

属性：テキスト

バイト：3157

参照：3

ギニア【安全の基礎】

ギニア共和国

Republic of Guinea

出入国時の留意事項

●査証

渡航目的・滞在期間を問わず、渡航前に在外公館（東京にも大使館がある）で査証を取得することが不可欠。

短期滞在査証は、有効期限は3カ月で最長3カ月の滞在が可。長期滞在者の場合は、在外公館で長期滞在査証を取得のうえ、入国後に出入国管理事務所で長期滞在許可を取得しなければならない。

●出入国審査

有効な旅券と査証を所持していれば、原則として入国および出国を拒否されることはない。

●外貨申告

入国時の外貨申告が義務づけられており、出国時に申告額以上の外貨を所持していると没収の対象となる。したがって、入国時には必ず（たとえ要求されない場合でも）申告を行い、証明書を受け取ること。また、現地通貨（ギニアフラン）を国外へ持ち出すことはできない。

●通関

入国および出国時には必ず、すべての荷物の開封検査とボディチェックが行われる。麻薬と武器および多量の金、宝石、外貨（未申告の場合）は没収され、場合によっては警察へ連行される。

滞在時の留意事項

●滞在届

長期滞在者は、常に有効な滞在許可を有している必要がある。滞在中に海外旅行を行う場合には、これとは別に出入国査証をあらかじめ取得しておく必要がある。

●旅行制限

外国人に対する国内旅行制限は特にない。ただし、検問がしばしば行われるので、身分証明書・旅券等の携行が必要。

●写真撮影の制限

政府関係施設（庁舎、兵舎等）および公共施設（港湾、空港等）の写真撮影は禁止。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬の所持および売買は、その種類を問わず固く禁止されており、違反者には罰金また

は禁固刑が科される。

●不法就労

外国人が就労する場合には、労働局（職安を兼ねる）に赴いて、契約書（規定のフォーム）等必要書類を提出し、就労許可証を取得しなければならない。この手続きを踏まない場合は、不法就労者として国外退去を命じられる。

なお、ギニア人の雇用を著しく脅かすと認められるような場合を除き、現在のところ一般に就労許可が下りる傾向にある。

●治安維持

言論・出版・集会・結社等による政治活動は、緩和されつつあるが完全に自由ではないので、特に外国人が政治活動を行うことは厳に慎むべきと思われる。なお、第2共和制に移行して以来、外国新聞・雑誌の発禁措置はとられなくなっている。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

国民の大多数がイスラム教徒で、戒律も西アフリカ諸国の中では比較的守られている。しかし、西欧風の生活様式に対しては、特別の抵抗はない。

安全のためのひとくちアドバイス

強盗や殺人等の凶悪な犯罪は比較的少ない。しかし、置き引き、ひったくり、空き巣等はかなり頻繁に発生しているので十分注意する必要がある。また深夜の単独外出は絶対に避けること。

健康上の留意事項

抗マalaria剤の定期的服用を怠ってはならない。

生水の飲用は絶対に避け、生野菜等を食べる場合には入念に洗う。また、肉・魚・卵はよく火の通ったものを食べる。なお、ギニア産のミネラル・ウォーター（COYA）が入手できる。

緊急時の連絡先

（警察） Tel.17

（火災） Tel.18

（憲兵隊） Tel.44-33-37

一応、以上のものがあるが、公衆電話はなく、電話をかけられる場所も限られる。さらに、ギニアの通信事情は劣悪であり、電話が通じない場合が多い。

緊急時の言葉

（フランス語）

「泥棒」＝バンディ

「助けて」＝オ・スクール

「警察」＝ポリス

在外公館アドレス

●大使館

在ギニア大使館

Ambassade du Japon, Lanseboudji, Corniche Sud, Commune de Matam,
Conakry, Republique de Guinee (B.P.895)

Tel.41-36-07

ギニア「防犯の手引き」
治安・防犯の手引き

平成4年10月

在ギニア日本国大使館

はじめに

ここにお届けする「治安・防犯の手引き」は、当地で生活していく上で、最低限注意を払った方が良いと思われる事項を具体的な例を交えて列挙したものです。

ギニアは、西アフリカ地域にあつては、それほど治安は悪くないといわれていますが、それは、あくまでも相対的な問題で、邦人の方々を含む外国人は、当国のような貧しい国の人々の目には、「大金持ち」に映りますので、空き巣やスリの対象となる可能性が高いという点は自覚しておかなければなりません。

当国のように、電気、水道を始めとする社会生活上のインフラストラクチャーが、未整備の国にあつては、日常生活上の不便や困難により、耐え難いストレスが生じることに加え、治安・防犯対策のために数々の注意を払うことはたいへんですが、「転ばぬ先の杖」として、常に心がけることが大切です。

また、近年、アフリカ諸国にも民主化の波が押し寄せ、様々な政治的、社会的混乱を招いていますが、ギニアもその例外ではありません。今のところ目だつた動きはありませんが、常に大使館員を始め、友人、現地人から当国の社会治安情勢について情報を収集・交換するよう心がけて下さい。

本手引きが、在留邦人の方々に少しでも役立つことを願っております。

1. 基本的な心構え

(1) 自己防衛・自助努力が基本。当国のように、警察があまり信頼できない国においては、特に、自分と家族の安全は自分たち自身で守るという心構えが必要です。

(2) 人をあまり信用し過ぎない。特に、見知らぬ人、初対面の人には気をつけて下さい。

(3) 悲観的に準備し、楽観的に行動する。用心を怠っていると、思わぬところに落とし穴があるものです。

(4) 治安情勢等の情報収集・交換を積極的に行なう。当国ではマスコミは発達していません。自分の目と耳で情報を集めなければなりません。

2. 具体的な例

(1) 使用人は信用しないこと。

当地に滞在した邦人の方が盗難にあつた場合を見ても、犯人は使用人であつたということが、多いのです。ですから、現金、貴金属その他の貴重品は使用人の目の届かないところに保管し、決して使用人の目の前で現金の出し入れをしないようにすることです。特に、長期間自宅を留守にする前、帰国日時が迫っている場合には気をつけて下さい。

(実例)

A氏宅で2,000ドル相当のトラベラーズ・チェックが紛失。後日、そのトラベラーズ・チェックを現金と勘違いして市場で換金しようとした者が現れ、その男を捕まえたところ、犯人はA氏の門番であつた。その門番の語つたところによれば、A氏夫人がトラベラーズ・チェックを棚の上にのせるところを庭から見て盗んだということである。

(2) 重大な過失を犯した使用人は即刻解雇すること。

上記(1)のような場合は勿論、その他重大な過失を犯すなどして信頼関係が崩れ始めた使用人は即刻解雇するべきです。そのようなときの使用人は、自分が間もなく解雇されそうだという雰囲気を感じに察知し、それならばと、最後に大きな「仕事」をしてから、逃走するということがしばしば起きています。

(実例)

B氏は、雇っていたボーイがあまりにも不真面目なので月末のきりのいいところで解雇しようと考えていたところ、そのことを察知したボーイは、B氏の寝室の鍵を壊し、スーツ・ケースをこじ開けて、その中にあった5,000ドルをとって逃走した。

(3) 戸別訪問(魚の行商人、料金徴収者等)には用心すること。

自宅を訪ねてきて、水道、電気、その他の料金を請求してくるものは信用しないことです。たとえ、それが既知の人であってもです。この種の支払いは、関係の事務所に赴いて、正式な請求書の提示を求めた上で行い、その際、領収書も必ず取るようにして下さい。また、魚の行商人など見知らぬ人は家の中には入れないようにして下さい。ドロボーに入るための実地調査をされている可能性が高いのです。

(実例)

車の修理をガレージに頼んだC氏宅に、修理代の前金を請求し忘れたと言って、ある男が訪ねてきたが、C氏は、その必要があれば、翌日ガレージで支払うと言って追い返した。案の定、C氏が翌日ガレージを確認してみると、そのような請求はしていないことが判明した。

この事件からもわかるように、彼らがどこからそのような情報を入手するかは定かではないが、常に、邦人の動きを注視していて、すきを狙っているのです。

(4) 危険な雨の夜

当地の年間降雨量は、4,000ミリ以上(日本の2倍以上)もあり、その大半が6月から10月の雨季に降ります。その降り方の凄まじさは、言語を絶するもので、たいいていの音はかき消されてしまいます。従って、雨の降る夜はドロボーが暗躍するので、特に、注意する必要があります。

(実例1)

某国大使館員の家は、3週間の間に2度もドロボーに入られたが、何れも大雨の夜で、その大使館員夫妻は寝ていて気付かなかった。

(実例2)

D氏宅で、大雨の夜、窓の鉄格子を壊そうとしている2人組がいたが、物音に気づいたD氏が様子を見に行くと、その男たちは一目散に逃走した。

(5) 在宅中の空き巣

一戸建て(特に、2階建て独立家屋)に住んでいる場合、たとえ在宅中でも、現金、貴重品を置いている部屋には鍵をかけておく必要があります。家にいるからといって安心はできません。ドロボーは我々のその安心につけ込んでくるのです。

(実例1)

E氏宅1階で接客中、2階にドロボーが忍びこみ、現金、ウォークマン等を盗み逃走した。E氏は、普段は2階の鍵は閉めておくのだが、この日は、たまたま30分ほど鍵を開けておいたスキに盗まれた。

(実例2)

F氏は、1階で食事中、2階に置いてあった現金、ワープロ等を盗まれた。2階に人がいなかったのはわずか30分足らずだった。

(実例3)

G氏は、アパート(2階)のベランダに靴を乾かしていたところ、少年が下から、マンガ採りの棒で靴をとろうとしていたが、G氏が気づいたため、少年は逃げ去った。

(6) 見知らぬ現地人を信用しないこと。

知らない人を信用してはならないことは、日本を出ればどこにいても当然の事ですが、特に、当地においてはそうであり、常に注意する必要があります。

(実例1)

奥地で仕事をしているH氏は、現地からコナクリに戻るときタクシーを利用したが、3日間道中を共にしたので、その運転手を信用して荷物を座席に置いたままホテルの部屋の予約に行き、車に戻ってタクシー料金の支払いを済ませた。後ほど、荷物を開けてみるとカメラが抜かれていた。

(実例2)

信号待ちをしていたI氏に、空港の職員だというのが近づき、空港の出入りが自由にできるパスを30,000ギニアフランで作ってやるから、写真と現金を渡せば、近日中にそのパスを作ってやると言った。I氏は、仕事柄、空港に送迎に行くことが多く、そのパスを常日頃から手に入れたいと思っていたのと、その者が空港職員の身分証明書(偽物であった)を提示したのですっかり信用してしまい、現金と、たまたま持っていた証明写真を渡したが、後日、I氏が空港に、そのパスを取りに行ったところ、そのような職員はいないと言われた。

(実例3)

J氏がK氏とホテルで待ち合わせていたところ、待ち合わせ10分前にある現地人が現れ、K氏が交通事故にあったのでいますぐ20,000ギニアフランが必要だと言った。J氏は、交通事故と聞いて、とっさに20,000ギニアフランを渡したが、10分後に、時間通りK氏はホテルにやってきた。

上記の二つの例のように、詐欺を働いた者は、邦人の名前、職業、行動パターンを知っているのです。

(8) 当地の社会治安情勢をできるだけ知っておくこと。

騒動が起こると、それに便乗するドロボーが増えますし、騒動に巻き込まれる危険があります。そのような時は、できるだけ外出を避けて下さい。

(実例)

L氏が、空港出迎えに行く途中、騒動が起こり、それに便乗した者がM氏の車の前方にタイヤを投げ、車を減速させ、ドアに手をかけ開けようとした。L氏は、とっさにドアをおもいっきり開けたため、その者は降り落とされ、難をのがれた。

ケニア【安全の基礎】
ケニア共和国
Republic of Kenya

出入国時の留意事項

●査証

必要。入国時でも取得可能だが、第三国に出る航空券の所持が条件。

●出入国審査

南アフリカに居住している日本人は、ケニア入国に際し往復航空券を所持している必要がある。

●外貨申告

外貨をケニア貨（シリング）に交換する場合、両替証があれば、国際空港内の銀行で米ドルに再交換が可能。

●通関

余分な電気製品および多額のドル（数千ドルの現金）を持っていたため、通関で止められたケースがある。

滞在時の留意事項

●滞在届

3カ月以上滞在する場合には、出入国管理事務所に申請が必要である。滞在中は常に旅券、身分証明書または外国人登録証を携帯する必要がある。

●旅行制限

軍事施設を除き特にない。

●写真撮影の制限

軍事施設および大統領公邸ならびに国旗が掲揚されている施設は撮影禁止。空港内での撮影は禁止にはなっていないが、警察官によるカメラ没収の可能性もある。地方において、遊牧民等を撮影する時は、事前に本人の許可を取りつける必要がある。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

持ち込みおよび所持は法律で禁止。

●不法就労

ケニア人の雇用拡大のため、日系企業および特殊技能者以外は就労許可が取れない。

●治安維持

共産圏諸国の在ナイロビ大使館に不用意に近づくと、不審者として警察の尋問を受ける場合がある。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

ケニア人の自尊心を傷つけないように注意すること。過去に使用人の自尊心を傷つけたため、トラブルに巻き込まれたケースもある。

安全のためのひとくちアドバイス

経済の不振，周辺諸国からの難民の流入等により治安は悪化しており，ナイロビ市内を含め，特に夜間における一人歩きは大きな危険を伴う。金製品等の装飾品を身につけていると，ひったくりに遭うことがあり，また車の中に物を置いて駐車するとガラスを割られることがある。そのほか，ウガンダ，南アフリカなどの政治難民と偽ったり，ニセ警官および日本語で話しかけてくる詐欺師のケニア人には要注意。

健康上の留意事項

黄熱病の予防接種が必要である（コレラの予防接種証明も持っていたほうがよい）。首都ナイロビおよびその他の高地を除いてマラリアが流行しており，ナイロビ以外を訪れる場合は予防薬を飲む必要がある。コレラが時々発生し，肝炎の流行も見られるので，生水や生ものは避けたほうがよい。

売春婦には多くのエイズ抗体陽性者がいると報告されているので，軽率な行動は慎むべきである。

緊急時の連絡先

（非常用） Tel.999（警察，消防，救急サービス共通）

緊急時の言葉

（スワヒリ語）

「泥棒」＝ムウイジ

「助けて」＝サイディア

「警察」＝ポリス

「救急車」＝アンビュランス

「パトカー」＝ガリラポリス

「警察を呼んでくれ」＝イタポリス

公用語は，英語およびスワヒリ語。

在外公館アドレス

●大使館

在ケニア大使館

Embassy of Japan, 15F. ICEA Building, Kenyatta Avenue, Nairobi,
Kenya (P.O.Box 60202, Nairobi)
Tel.332955～9

ケニア「防犯の手引き」 防犯に関する留意事項

平成4年10月1日
在ケニア日本大使館領事部

はじめに

ケニアの在留邦人、また短期間仕事等で滞在される方のために当地で必要と思われる防犯に関する一般的予備知識、生活する上での若干の留意点についてまとめてみましたので、ご参考にしていただければ幸いです。

1. 一般的留意事項

犯罪によっては、プロの手による不可抗力的なものもありますが、被害の大半はちょっとした不注意や防犯上の欠陥をつかかれたものが多いようです。このことは平素から防犯意識を持つことで多くの犯罪を防ぐことができることとなります。

(1) 危険地域の認識

一般にスラムと呼ばれる地域（カリオバンギ、ガラ、キベラ、カワンガレ等）への立ち入りは、よほど慣れた人以外はやめた方が良いでしょう。日本大使館、ヒルトンホテル、インターコンチネンタルホテルを中心とした地域以外は昼間からひとり歩きを避け、その他の地域や夜間の外出は必ず車を使用して下さい。

(2) 家、屋敷の防犯対策

賊の侵入に備え、予め家族が避難できる場所（主寝室等）を設定し、安全を確保しておくことがポイントかと思われまます。鉄格子が窓に設置されていない家にあってもここだけは堅固にしておく必要があるでしょう。

(イ) 一軒屋

アスカリ、数匹の番犬、家から外を照らす数個の外燈は侵入者に対する心理効果の大きい抑止手段となります。建物の形式、階を問わず全窓に目の細かい鉄格子が設置されていることが望ましいでしょう。また、外からは見えず人が簡単に乗り越えられない外柵、アラーム・ボタンなどは必要最小限の防犯対策設備です。特に夜間は室内全部の電灯を切ることなく、数カ所の室内はいつも明るくし、御主人が出張などで不在の時でも同じ状態であるようにして下さい。

(ロ) メゾネット、フラット

一軒家に比して安全であると思われていますが、窓の開閉、ドアの開閉（ドア・チェーンの取り付け及び相手を十分確認の上開ける）、カギの保管（カギをドアの内側につけたままの人が多い）、室内の照明などに十分気をつけて下さい。

(ハ) 貴金属、現金等の保管

なるべく家族以外には見せないようにし、厳重かつ確実な方法で保管して下さい。また、使用人以外の家の中への出入りは制限し、使用人の家族、知人等が使用人を訪ねてきたときは、家敷外で面会するよう指導して下さい。

(ニ) 施錠の励行と鍵の点検

鍵の紛失時は、早急に錠の取り替えを行って下さい。また、就寝時の各部屋の施錠はたとえ賊に侵入されても侵入箇所を制限し、時間を獲得するうえで重要です。

2. 事例別留意事項

(1) 武装強盗

万一、武装強盗に侵入された場合は抵抗することなく、生命第一の原則を守って下さい。賊の目的はあくまで金と物（ステレオ、ラジカセ、テレビ、ビデオ等）です。「欲しいものはみんな持っていきなさい」という態度で対応した方が安全です。ただ被害を最小限にするためには、日頃から高価な電気製品、家具等には、保険をかけておくことも一つの方法でしょう。

(2) 侵入盗難

空き巣狙い、泥棒等がほとんどです。鍵の管理と確実な施錠に留意すれば、ほとんどの侵入盗難は防げます。家屋への出入りの際には外出の長短を問わず常に施錠し、また就寝前には施錠の再確認をするよう習慣づけるとともに、使用人に対して日頃から厳正な態度で接し指導する一方、適時過剰にわたらない報酬を与えて信頼関係を維持することが肝要です。

(3) 自動車盗難

自動車盗難に対しては、ドライバーの適切な管理（運転日誌の確実な記入と雇用主の点検）を行い合鍵を作成する時間の余裕を与えないとともに、不必要な夜間及び危険地域への立ち入りをできるだけ避けるようにして下さい。また、自動車内の物品や車のパーツを狙う賊にたいしては、車内に物を置かないことが大切です。自動車の窓を破り、車内の物を持ち去る賊に対しては、ドライバーの残置、ドライバーがいない場合は安全な車庫または駐車場へ駐車するのが賢明です。急いでいる場合、駐車場がない場合にはビル及び銀行等の警備員に監視を託するのも一方法です。万一に備え、十分な保険に加入されるのが良いでしょう。

(4) スリ、置き引き

スリ、置き引き等の被害の多いのは旅行者です。被害の多い場所としては、バスの中、ホテルのカウンター、ショッピング中等が挙げられます。携行品等から目を話さない注意が必要です。また、女性の装身具（ネックレス等）を歩行中あるいは、交差点での一時停止中にはぎ取られることもありますので、日中はつけてもケニア産の安価なものにしている方が無難です。車の窓についても手が入らぬよう注意された方が良いでしょう。

(5) 詐欺

片言の日本語を話し、近寄ってくる親切げなケニア人、自称警察官、CIDのメンバー、南ア、ウガンダからの政治難民と称する者に詐欺にあう邦人が最近増加しております。最初から相手にしないのが賢明でしょう。

3. 緊急時の連絡

(1) 頼りになる知人・友人

犯罪はいつ発生するかわかりません。被害時のみならず、非常時に頼りになるのは知人・友人です。このため、使用人には近くの邦人宅数軒を教えておき、事故や非常時の連絡手段としてください。

(2) 警察への通報

不幸にして被害にあった場合は直ちに警察へ通報して下さい。このためにも、居住地の最寄の警察署所在地、電話番号は予め確認しておきましょう。

(緊急電話：999番)

なお、このほか問い合わせ事項及び疑問等ありましたら、日本大使館領事部へいつでもお気軽に御連絡下さい。

(電話：332955)

ケニア「緊急事態対策」

緊急事態発生の際の心得

平成2年8月1日
在ケニア日本国大使館

この心得は、内乱、暴動、地震などの緊急事態発生に対処する一応の基準を示したものです。各自、熟読の上、緊急時には落ち着いて対処できるよう平素から心がけて下さい。

1. 平素の心構え

(1) 旅券等の保管

旅券及び検疫証明書等は、一箇所にまとめて保管しておき、何時でもすぐ持ち出せるようにしておいて下さい。

(2) 最小限度必要なものの準備

最小限度必要な携行衣類、食料品、ガソリン及び金銭等を用意するよう心がけておいて下さい。

(3) 緊急連絡体制の確認

緊急時には、電話が不通となる可能性が高いと思われます。このような事態では、連絡は邦人家庭の間でメッセージャーを往来させる等、足を頼りにせざるをえなくなると考えられますので、日本人会緊急連絡網、連絡をとることとなっている人と電話によらずどのように連絡をとるか、及び最寄りの大使館員また近所の邦人とどのように連絡をとるか予め確認しておいて下さい。

2. 緊急時の心構え

「あわてず、事情の許すかぎり、連絡を取り合い協力しあうこと。」

緊急事態が発生し、または発生する恐れがある場合には、大使館は緊急連絡網を介し必要な連絡（緊急時の指示については後述）を行いますので、連絡がうまく行われるように協力をお願いします。この際、次の3点について心掛けて下さい。①必ずメモをとる。②メモ終了後、復唱して内容を再確認する。③連絡の際には連絡事項のみを伝えること。未確認の情報や憶測に基づき主観を交えた会話等が交わされると、混同し“誤った連絡事項”となって次に伝わり、最終的にはパニックを引き起こす起爆剤になりかねません。

電話が通じない場合は、メッセージャー等を使い、足で伝える必要も生じることと思います。移動が可能である場合には、緊急連絡網の経路により連絡するとともに（自らが出向く場合には安全をよく確認して下さい）念のため、近隣の邦人とも声を掛け合い協力しあうようにして下さい。

電話不通の場合、大使館は、緊急連絡網の経路で連絡をとるとともに、各大使館員宅より周辺の邦人家庭に連絡を行うように努めます。

情勢をよく見た上で行動することが重要ですので、軽率な行動を避け、危ないことに近寄らず、信頼できる情報を基に慎重に行動して下さい。未確認情報に基づいて、憶測で事態を過大評価または過小評価することは危険です。軍隊が治安出動する等の事態になったとしても、各人の家庭に直接危害が加えられる恐れは少ないと考えられますので、あわてることなく、自宅において待機して下さい。万が一、暴徒等に家を襲われ、金品等を要求された場合には、生命、身体の安全が第一と考え、無抵抗主義に徹した方がよいでしょう。

3. 避難等

避難等の必要が生じた場合、大使館（員）はなるべく指示をだしますので、邦人各位は指定された場所・時間に、最小限度必要なものを携行し、移動して下さい。

4. 日本人学校児童・生徒の避難

(1) 緊急事態発生時、スクールバスでの移動が不可能な場合、学校内にて待機し事態

の平静を待ちます。

(2) 緊急事態発生時、スクールバスでの移動が可能な場合、直ちに日本大使公邸に移動しますので御両親は日本大使公邸まで、子供を迎えに来て下さい。

緊急時の指示について

緊急時の指示伝達上の混乱を避けるため、大使館は次の簡易な指示を状況に応じ、伝達します。

1 緊急態勢1号(自宅待機)

「戒厳令、24時間外出禁止令が布告された場合」

- (1) 全員自宅待機とし、外へ出ないこと。
- (2) 急病等で緊急に外出の必要が生じた場合、大使館または大使館員宅へ連絡しその指示を受けること。

2 緊急態勢2号

「外出禁止令の時間が長く、危険の度合いが大きい場合」

- (1) 業務の都合上、どうしても事務所へ出勤しなければならない人のほか外出禁止。
(2) 出勤する人は最短距離を往復すること。
- (3) 可能なかぎり複数で行動すること。
- (4) 危険と思われる場所には立ち入らないこと。
- (5) 所在は常に明確にすること。

3 緊急態勢3号

「外出禁止令の時間が短く、危険の度合いが小さい場合」

- (1) 外出時間外の行動は可能。
- (2) 郊外への遠出は見合わせること。
- (3) 所在は常に明確にすること。

4 通常態勢

「外出禁止令等が解除された普通の状態」

平常勤務及び行動

ザイール共和国〔安全の基礎〕

Republic of Zaire

〔注〕 1994年1月15日現在、ザイールには渡航自粛勧告および在留日本人への国外退避勧告が発出されている。

1991年9月末に発生したキンシャサ大暴動以来、ザイールでは、政情不安が続いてきたが、1992年2月の5百万ザイール札の発行を契機に、情勢は再び悪化し、1993年1月18日にはキンシャサで再度暴動が発生、その際、駐ザイール・フランス大使が射殺されるという事件が起こったほか、多数の死傷者を出し、地方においても、部族間の武力抗争が発生した。この間、国民会議プロセスを通じ、モンセンゴ司教（現共和国高等評議会〔暫定国民議会〕議長）を中心に、民主化、事態の改善努力は行われてきているとは言えるものの、モブツ大統領と野党連合との対立の溝は深く、また、事態の改善が見られないまま今日に至っている。1991年9月のキンシャサ大暴動後、在留を希望する宗教関係者を除き、在留日本人全員国外に退避、大使館員も同年10月30日に全員いったん隣国コンゴに退避した後、1992年5月8日にはガボンに移動、在ガボン日本国大使館内で執務を継続している。

渡航自粛勧告が依然出されていることはもちろんのこと、空港は一応再開され、国際便も一部運航を開始しているものの、状況如何で空港はいつ閉鎖されるか分からず、いったん入国した場合出国に不安がある状況である。

なお、参考までに1991年9月22日以前のデータを以下に掲載する。

出入国時の留意事項

●査証

日本人が日本以外の国で入国査証を申請する場合は、通常3カ月または6カ月の短期の旅行査証しか発給されないため、それらの旅行査証で入国することになる。この旅行査証は、滞在中原則として1回（期間1カ月）の延長が認められている。延長には、旅券（6カ月以上有効であるもの）、予防接種証明書、医師の健康診断書および身元保証人の証明が必要。しかしながら、手続きに時間を要し、延長時にはたいへんな困難が伴う。延長の許可を制限する傾向にあるため、旅行者は滞在中の査証の延長をあてにしないほうが無難と思われる。また、居住する場合は入国後に居住査証を取得しなければならない。居住査証を取得するためには、警察証明書（無犯罪証明書）および戸籍抄本（1通）、写真（8枚）が必要なので、日本を出る前に用意しておくのが望ましい。

●出入国審査

行政の非効率のため、審査手続きにしばしば長時間を要し、ときには不当なチップを要求される可能性もある。空港では、英語はまず通じないと考えてよく、フランス語や現地語を解さないと、トラブルが生じた場合かなりの困難が生じる。

入国の際、黄熱病の予防接種が義務づけられている。コレラの予防接種は義務づけられてはいないものの、証明書の提示が求められることがある。その場合、証明書を持っていないとその場で強制的に接種を受けさせられることとなり、衛生上問題があるので、コレラの予防接種もしておくほうが無難である。

●外貨申告

外貨申告の義務はなく、旅行者がいくら外貨を使ったかを出国時に問われることは原則としてない。ただし、ザイール貨の持ち込み、持ち出しは厳禁となっており、発見された場合は没収される。法律上は外貨申告義務はないが、多額の外貨をカバンの目につくところに入れるようなことは、手荷物検査の際にトラブルの元になりかねないのでしないこと。

●通関

免税基準は国際基準に沿っているため、通関時には荷物の中身が調べられるが、制限内

であれば問題なく通過することができる。荷物の引き取りの際に混雑することが多いので、自分の荷物に十分注意しないと、盗難の危険がある。特に、貴重品をトランク等に入れるのはたいへん危険なので、常に身に付けておくことが必要。別送手荷物も、保管時や通関時に盗難にあうことが多いので、貴重品は必ず身に付けて入国すること。

滞在時の留意事項

●滞在届

旅行査証の有効期限内の滞在である限り、ザイール政府に滞在届を提出する必要はない。ただし滞在中市内で外国人に対する警察官の職務質問が頻繁に行われるので、自分を証明するために旅券は常に携帯していることが望ましい。

●旅行制限

以下の地方（鉱山地区）への外国人の旅行および通過は原則として禁止されている。何らかの理由で関係地区を通過する必要がある場合は、領土省の特別許可を取らなければならない。

（対象地区）

- ・北キブ地方：フリカラ、ルペロ、ペニ各地区
- ・マニエマ地方：カバムバレ、プニア、バンギ、ルベツ各地区
- ・南キブ地方：ムウエンガ、フィズィ、シャブンダ各地区
- ・バ・ザイール地方：ルオズィ、チェラ、ルクラ、セケバンザ各地区
- ・オー・ザイール地方：イトゥリ、オー・ウエレ、ボンダ、パウワセンデ各地区
- ・バンドゥンドゥ地方：カヘムバ、カソング・ルンダ、ポボカバ、ケンゲ各地区

また、ザイールは国土が広大（日本の6.5倍）なため、内陸部の交通手段、通信、宿泊施設等が整備されていない。また、キンシャサとの連絡がきわめて困難なことから、万一病気、事故等のトラブルが生じた場合は、種々の困難が予想される。したがって、内陸部を旅行する人は十分な準備と覚悟が必要である。

●写真撮影の制限

空港、港をはじめとする戦略的に重要な地点、大統領府等の公共施設は、写真撮影が厳禁となっている。またそれ以外でも、国民の尊厳を汚すものは撮影禁止とされており、市内ではレストラン等屋内での記念写真以外は行えないのが現実である。これまでの例では、フィルムだけでなく、カメラごと取り上げられたり、中央市場や、バスの代わりに大型トラックの荷台に人を乗せて輸送する通称「フラ・フラ」等を撮影した外国人が投獄されたこともあるので、一般に市内で目立つ形で写真撮影を行うことは控えたほうが無難。地方の鉄道の駅で、カメラを持ったまま列車を乗り換えようとした外国人旅行者が、スパイ容疑で投獄された例もある。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

大麻等の麻薬の所持は、禁止されている。

●不法就労

収入を目的とするすべての労働者は、労働許可証を取得しなければならない（3種類の許可証がある）。なお、雇用契約のみでは実際に業務に就くことはできない。不法就労した場合の罰則規定は明文化されていないが、就労する場合は必ず労働許可証を取得しないとトラブルの元となる。

●治安維持

約20年間、政党は革命国民運動党のみであったが、1990年に複数政党制導入を含む一連の民主化措置がとられた。しかしながら、現政権を批判している文書、あるいはヨーロ

ツパに亡命した政治家が執筆した出版物等を持ち込むことは、トラブルの元となるので、注意すること。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

一般にザイール人は親しみやすい性格である。ただし、親しくなればなるほど、借金の申し込みをはじめ、いろいろなものを要求する傾向がある。ザイール人の風俗、習慣によれば、貧しい者が富裕な者から援助を受けるのは当然と考えている。また、通常はおとなしいが、たいへん熱しやすく、激することも多いため、彼らの誇りを傷つけることのないよう注意する必要がある。

安全のためのひとくちアドバイス

昨今の社会・経済情勢悪化、国民の生活難の深刻化に伴い外国人に対する犯罪は目立って増加している。特にひったくり、窃盗は頻発している。夜間の外出は非常に危険であるので、一人歩きは絶対に避けること。また、昼間繁華街でのひったくりも多いので、携帯品、携帯方法等に注意する必要がある。手口としては街頭で一見わけの分からない人が物売り等を装って近づいてきて、こちらが当惑している市民持ち物を奪いとる例が多い。最近では、制服を着た一部警官が恐喝まがいの行為に出ることもまれではないので、気を許してはならない。なお盗難等の被害にあい、警察に捜査を依頼する場合、現金を支払ったり懸賞金をかける等をしないとあてにはならない。

ザイール人は普段はおとなしいが、その熱しやすい性格から日頃の不満が何かのきっかけで爆発して暴徒と化する危険がある。外国人がこれに巻き込まれて怪我をすることもあるので、火事・事故・デモ等の野次馬にならないよう注意する。

健康上の留意事項

ザイールはWHO等の調査によればエイズ陽性率が一般に高いので、要注意。

また、ザイールで最も注意すべきはマラリアで、滞在中はもとより帰国後も4～6週間は予防薬（ニバキン等）をきちんと服用しなければならない。特に日没後はマラリア蚊が活発に飛び回るので、夜間屋外に出るときは防虫スプレー等を利用して、蚊に刺されないように心がけること。また、ウイルスによるA型肝炎や寄生虫感染の危険性も高いので生水、生野菜等を摂取することは極力避ける。

キンシャサには一応、近代的設備の整った医療機関はあるが、輸血、注射等を介してエイズやB型肝炎等に感染する危険性もあるので要注意。信頼できる医療機関等については大使館に照会すること。また、交通事故等で大怪我をした場合、現地で受けられる治療には限界がある。このような場合に備えて先進国への緊急移送をカバーする海外旅行傷害保険に加入しておくことは不可欠である。

交通事故で加害者となった場合、現場にとどまっていると、その場にいたザイール人に殺害されるおそれもあるので、早めに警察に向かうのが賢明である。

在外公館アドレス

●大使館

在ザイール大使館

Ambassade du Japon, Building Marsavco-2eme etage,
Avenue Colonel Lukusa, Kinshasa, Gombe, Republique du Zaire
(B.P.1810-Kinshasa)

Tel.21901,21902

(大使館員は現在、ガボンへ一時退避中。)

ザンビア【安全の基礎】
ザンビア共和国
Republic of Zambia

出入国時の留意事項

●査証

旅券（有効期限の迫っているものは不可）に申請書3枚および写真2枚を添えて最寄りのザンビア大使館に申請すれば、3カ月有効の一次または数次の査証が発給される。入国後滞在延長を希望する場合には、入管当局にVisitors Permitを申請すれば3カ月ずつの延長が許可され、最長1年までの延長が可能。

なお、観光査証は入国時空港等でも取得できる。

●出入国審査

伝染病患者、不道德な行為（売春等）を行う者、査証等正規の入国許可証を持たない者、生活基盤のない者および犯罪歴のある者等は入国を拒否される。またザンビア滞在中に滞在許可が取り消されたりまたは失効した場合、ならびに不法行為を行った場合などには、国外追放処分を受ける。コレラおよび黄熱病汚染地域経由入国者は、これらの予防注射証明書を携行する必要がある。

出国時に空港使用料20米ドルが必要。

●外貨申告

入国時所定の用紙に基づく外貨申告を必要とするが、外貨持ち込み制限はない。銀行、ホテル等で換金した場合、必ず換金証明書の交付を受け、出国時に提示できるようにしておく必要がある。2000クワチャまでの持ち込みおよび持ち出しは可能。

●通関

居住者の場合、16米ドル相当以上の個人使用物には30%の関税と20%の物品税が課される。これ以外の品物で16米ドル以上の品物の搬入には輸入許可書の取得が必要。酒・煙草の無税持ち込み限度は、紙巻煙草400本、または刻み煙草500グラム、ウイスキー1.5リットル、スピリッツ1.5リットル、ビール2.5リットルまで。

滞在時の留意事項

●滞在届

入国審査時に滞在期間、目的、国内連絡先等を入国票に記入するのみで足りる。3カ月以上の滞在者は、旅券その他の書類を持って最寄りの登録事務所へ入国後14日以内に報告する必要がある。

●旅行制限

軍事基地を除いては特に旅行制限はない。

●写真撮影の制限

軍施設およびその周辺以外は撮影可能である。しかし、トラブルを避けるため特に公共施設については撮影しないのが無難である。大統領官邸の撮影には許可が必要。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬の所持も使用も禁じられている。麻薬所持のかどで逮捕されると、その量、罪状により罰金または懲役刑を科せられることになる。

●不法就労

不法就労で逮捕されると罰金または(および)懲役を科される。ザンビア側雇用主が事前に入管当局より取得した雇用許可証(最長5年間有効)を持って入国した場合には、ザンビア国内で正式に就労できる。いったん入国した後の雇用許可申請は原則として認められない。

●治安維持

反政府活動はすべて禁止されており、その容疑で逮捕されると、その罪状により軽くて罰金、重いと懲役が科される。

●その他特殊取締

大統領に対する不敬罪で外国人が逮捕されたことがある。ドルのヤミ取引は為替管理法違反で罰せられる。

ザンビアの貨幣のみならず、すべての国の貨幣を故意に損壊すると通貨法違反で罰せられる。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

大部分(8割近く)がキリスト教徒であるが、伝統的宗教も根強く残っている。

安全のためのひとくちアドバイス

日中はひたたくり、置き引き、空き巣等が多く注意が必要。夜間は外出禁止令はないが、強盗が多く、特に深夜の徒歩および単独のドライブは非常に危険。在留日本人も多数被害にあっている。

貧民街(コンバウンド)の立ち入りは特に危険である。

健康上の留意事項

ルサカにおいては比較的涼しい季節でもマラリアが発生することもある。予防薬の服用が望ましい。コレラ等細菌性の感染を避けるため、生水、生野菜については注意を要する。

生水飲用はホテル内にあっても避けたほうがよい。ただし、最近ローカルのミネラル・ウォーターが売られており、これは安心。

緊急時の連絡先

(病院) (緊急の場合) Tel.992
University Teaching Hospital Tel.227709~28
(警察) (緊急の場合) Tel.991
Lusaka Central Police Tel.228433~9
(火災) (緊急の場合) Tel.993
消防署 Tel.227146~7
緊急時の共通番号(ルサカ市内) Tel.220007~8

緊急時の言葉

(ニャンジャ語)

「警察」=Kapokola

「病院」=Chipatala

「救急車」=Katengamalilo

在外公館アドレス

●大使館

在ザンビア大使館

Embassy of Japan, No.5218, Haile Selassie Avenue,
Lusaka, Zambia (P.O.Box 34190)
Tel.228495~7,254425

ザンビア「防犯の手引き」

防犯の手引き

平成4年10月1日

在ザンビア日本国大使館

はじめに

近年来ザンビアでは、外貨の不足、物価の高騰、生産の停滞、失業者の増加等による経済的困難の深刻化及びこれに伴う社会的不安の増大を反映し、テロや誘拐などの国際的規模の犯罪こそ発生するに至っていませんが、ひったくり、置き引き、窃盗、強盗等の一般犯罪が、特に首都ルサカ、北部のキトウエ、ウンドラ等の工業都市部において頻発しており、今後とも多発するものと思われます。

当国では治安や防犯を軍や警察に頼ることはとても望み得ませんので、基本的に私達当国在留邦人は自らの安全を自ら図らねばなりません。身体及び財産の安全を100%確保することはもとより至難のことですが、平素からの心掛けと予防策の如何によっては危険の度をかなり軽減することができるかと思われます。

以下、皆様の防犯上多少とも役立つかと思われる事柄を記しますので、ご参考にして頂ければ幸いです。

1. 平素の心掛け

常日頃から自分は危ない国、危ない町にいるのだとの意識を持ち、緊張感を保つ。勿論、四六時中緊張を維持することは不可能であるが、外出時、買物時、駐車時、就寝時等に十分警戒心を働かせることが大切である。

2. 自宅の警備

(1) 戸口、窓等の整備

(イ) 玄関や勝手口の扉は鉄板で補強する等してなるべく丈夫なものにするか鉄格子扉を併設し、最低2コの錠と1コのチェーンをつける。

(ロ) 窓には鉄格子をつける。

(ハ) 寝室戸口は特に丈夫なものとし、なるべくその前に鉄格子の仕切りと戸を設ける。

(2) 門と塀の整備

なるべく高い門（鉄製等の頑丈なもの）及び塀（レンガ又はコンクリート製で2.5cm以上）で家を囲み、敷地内を外部から容易に見られないようにする。

門には施錠チェーンをつける。塀の上にレーザーブレードワイヤー等を設置すると有効である。

(3) 防犯灯の整備

門、塀、敷地の立ち木、玄関、ベランダ、裏口及び勝手口に防犯灯をつける。当地の強盗等は、明るい照明下で人に見られるのを極度に恐れている。

(4) 警報装置及び無線機の設置

賊の侵入などの非常事態を告げるための警報器を家族、家事使用人及び警備員のいずれもが使用できるように設置する。

時々実験的に装置を作動させ、外部に対し大きな警報音を発するのも効果的である。また、普段でも電話のかかりが悪く、さらには強盗等に電話線を切られることも予想されるため、CB RADIO（市民バンドの無線機）等を購入し、警察、自警団、友人・知人間でネットワークを結ぶのも効果的である。

CB無線機はルサカでの購入が可能である。

(5) 警備員の配備

(イ) 警備会社との契約又は個人との契約により警備員を置く。警備員は通常午後6時か

ら午前6時までの勤務ですが、サーバント、庭師等を雇用していない場合には、2交替制で常時警備員を置くことが必要である。

(ロ) 警備員を一晚中見張りに立たせたり、常時敷地内をパトロールさせるのは無理ですが(どうしてもある程度ガレージ内、軒下等で仮眠をとっている)、トーチを持たせて夜間何回か敷地内をパトロールさせることは必要である。

(ハ) 時として警備員自身が空き巣又は強盗の手引きをすることがあるが、これを防止するためには日頃から警備員の姿勢、態度等をよく観察するとともに、随時茶菓子、心付け等を供するなどして警備員との間で良い人的関係を保つことが大切である。(このことはサーバント、メイド等家事使用人についてもある程度あてはまる)。

(6) 緊急脱出口の整備

賊の来襲又は火災の発生に備え、夜間寝室内から屋外へ緊急に脱出するための出口を設けておく必要がある。

(7) 番犬の飼育

ザンビア人は一般に犬を大変恐がるので、なるべく大きく、強そうな犬(少なくとも2匹以上)を飼って昼夜庭に放ったり、夜間寝室付近につないでおくことが非常に有効であり、犬付きの警備員を雇うことも一法である。

(8) 屋外に対する注意

夜間自宅敷地内でも賊に襲われることがあるので、不用意に庭やベランダに出ないようにする。

(9) 来訪者のチェック

自宅への来訪者、特に見知らぬ来訪者については、先ず昼間はサーバントまたは庭師に、夜間は警備員に門の内側からチェックさせ、その連絡を受けた上で、開門の可否、若しくは主人自らチェックをする必要がある。制服を着用した警官又は軍人でもI.D.カード等を提出させ身分を確認する必要がある。(時々賊が警官や軍人に変装することがある)。

3. 外出時の心得

(1) 携帯上の注意

ブリーフ・ケース、ハンド・バック等に必要以上のお金及び旅券等を入れない。

(2) 買物時の注意

(イ) 特にご婦人の場合には、なるべく二人以上で出かける。

(ロ) ひったくりされないようネックレスは外し、鞆類はなるべく肩掛け用又はポシェットを使用し、脇に挟み携行するのが望ましい。

(ハ) 靴を含め上等な服は着用しない(歩行中一人の男に両手で持ち上げられ、宙に浮いた瞬間、別の男に靴を奪いとられた欧米外交官夫人の例がある)。

(3) 駐車の際の注意

(イ) 繁華街等で車の盗難の多発する所に無人駐車する場合には、車の警報装置をセットさせておく(警報装置の設置はルサカの自動車業者に依頼可)。

(ロ) 車内座席など、外部から目につく所に物を置かない。

(ハ) 路傍の少年に見張りを頼んで、多少のチップを払い監視させておくか、使用人を連れていき車外で車を監視させておくか、あるいは、番犬を車内に乗せておく。

(4) 帰宅時の注意

自宅付近に差し掛かったら、後方から追跡してくる車がないかどうか十分に確認の上、それらしき車を確認した場合には車を止めずにしばらく様子を見ていなくなるのを待つこと。また、自宅門前に正体不明の人間(特に複数)が屯しているような場合にも、停車せずに一旦やり過ごし、安全を確認できた上で開門し、帰宅する(帰宅時の門前での被害には多数の例が報じられている)。

(5) 車による遠出の場合

(イ) 万一の事故又は故障を考えて、複数の車での旅行が望まれる。

(ロ) ヒッチハイカーには十分注意すること(人当たりの良さそうな顔をして実は車泥棒ということがありうる)。

4. 被害にあった場合

(1) 在宅の場合

(イ) 敷地内に賊が侵入した気配を察知した場合には、いち早く警報装置を作動させた後、自警団、警察あるいは近隣の友人等に電話連絡する。

(ロ) 賊が既に屋内、特に寝室内に入り込んだ後は、警報装置は使わず、努めて冷静に直接先方に対応する。

(ハ) 先方が凶器を手に行っている場合には、生命の安全を第一とし、危険な抵抗はせず、できるだけ先方の要求に応ずる（従来の犯罪の傾向からザンビア人は通常生命は狙わず、金品の収奪のみを図る）。

(ニ) 賊が屋内から去った後、至急最寄りの警察（電話番号は以下に記載）及び警備員所属会社に通報する。

(ホ) このような場合に備え、常時数万クワチャ程度の現金を自宅に置いておくことが望まれる。

(2) 自動車乗降の場合

(イ) 直ちに生命への危険を感じない場合には緊急発進させる。

(ロ) 賊から銃や刃物をつきつけられた場合には、無理な抵抗はせず、先方に従う。

(3) 自動車走行中の場合

至近距離から発砲されるおそれのある場合には、緊急停止するか、それ以外の場合には高速で現場を走り抜ける。

POLICE STATION

(LUSAKA DIVISION)

(STATION)

Police Headquarters _____
Central Station _____

Telephone Number
(01)228433~40
(01)228964~68

Officer In Charge

(URBAN STATIONS)

Chilenje Station _____
Chelston Station _____
Emmasdale Station _____
Kabwata Station _____
Matero Station _____
Woodlands Station _____
Roma Station _____

(01)261002
(01)281896
(01)245323/221492
(01)228012
(01)243764
(01)264020/264894
(01)291734

(RURAL STATIONS)

Chalimbana Station _____
Westwood Station _____

(01)281982
(01)210792

(NDOLA POLICE STATIONS)

Police Ndola Division _____
Masala Station _____
Kansenji Station _____
Chifubu Station _____
Bwana Mkubwa Station _____
Lubuto Station _____

(02)610561
(02)660009 _____660514
(02)680101 _____680102
(02)645202
(02)655102
(02)660142

(KITWE POLICE STATIONS)

Police Kitwe Division _____	(02)221911
Musikili Station _____	(02)227387
Mindola Station _____	(02)220488
Riverside Station _____	(02)226035
Kitwe East Station _____	(02)227081

(MUFULIRA POLICE STATIONS)

Police Mufulura Division _____	(02)412066	_____411979
Kamuchanga Station _____	(02)411888	
Kantanshi Station _____	(02)411066	
Butondo Station _____	(02)410413	
Border Mokambo _____	(02)411505	

自警団 (ボランティア団体) ルサカ市内
KABULONGA NEIGHBOURHOOD WATCH ASSOCIATION

電話 (01)263540/261072

CB無線機 3 ch (緊急時)、4 ch (会話)

ROMA NEIGHBOURHOOD WATCH ASSOCIATION

電話 (01)291734

CB無線機 8 ch

警備会社 ルサカ市

SECURICOR

電話(01)241192/244248/244418

Pre Secure

電話(01)286212/288887/289071

Anderson

電話(01)286239

Safetech

電話(01)243853